

稼ぐあきたの園芸経営体応援事業実施要領

第1 事業の趣旨

本県農業の課題であった米依存からの脱却による複合型生産構造への転換は夢プラン事業やメガ団地事業等により、農業産出額の大きな伸びや経営の複合化の進展など、成果として現れてきている。この流れを確実なものとするため、「経営力の高い経営体の育成」や「複合型生産構造への転換」に向けた取組を一層強化する必要がある。

また、近年の食料安全保障に対する意識の高まりを背景に、本県の食料供給基地としての役割は、なお一層重要となっている。

そのため、今後は地域が主体となって定めた産地計画の実現に必要な施設・機械等の導入を支援し、戦略作物等の産地化と収益性の高い農業経営の確立を図る。

第2 事業の内容等

本事業は、次の3つの事業で構成し、各事業ごとの事業内容、事業実施主体、採択要件、補助率、事業実施手続き等については、次のとおり定めるもののほか、この要領によるものとする。

1 稼ぐ園芸経営体応援事業

(1) 園芸メガ団地整備事業

メガ団地事業の流れを汲むものであり、詳細は別紙1に定めるとおりとする。

(2) 稼ぐ園芸経営体応援事業

夢プラン事業の流れを汲むものであり、詳細は別紙2に定めるとおりとする。

2 秋田産食料供給力向上支援事業

本県の食料供給基地としての地位向上を目指す事業であり、詳細は別紙3に定めるとおりとする。

3 園芸共同利用施設の再編集約・合理化事業

老朽化した共同利用施設の再編・合理化（機能の集約・向上）を支援し、地域農業の構造転換を実現する事業であり、詳細は「新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱〔令和7年1月16日付け6農産第3345号農林水産事務次官依命通知〕」ほか、関係例規に定めるとおりとする。

なお、当該事業における県等の協調助成の対象とする場合は、「新基本計画実装・農業構造転換支援事業（再編集約・合理化の更なる加速化）に係る県等における協調助成の実施について〔令和8年3月19日付け園芸－2022農林水産部長通知〕」によるものとする。

第3 用語の定義

1 戦略作物

県が重点的に作付を推進している園芸品目（野菜〔えだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか〕、花き〔キク類、トルコギキョウ、ユリ類、リンドウ、ダリア〕、果樹〔りんご、なし、ぶどう、おうとう、もも〕、きのこ類〔生しいたけ〕）に加え、大豆、麦、そば、葉たばこの土地利用型作物のほか、産地で概ね3千万円以上の生産販売計画を有する地域振興品目をいう。

また、輸入品からの切替や国内産地の縮小により需要が高まっている品目（夏秋

いちご、半促成アスパラガス、さつまいも）も対象とする。

2 地域振興品目

市町村で特に振興する品目として設定するもので、原則として管内の現状の販売額が3千万円以上であるものとする。ただし、事業実施後（振興品目とした年度）の販売額が3千万円以上（育成期間を要するものは、育成期間が経過した時期の予想収穫量と事業実施年度の単価から推計）となるものを含む。

3 メガ団地事業

平成26～29年度に実施した「園芸メガ団地整備事業」、平成28～29年度に実施した「ネットワーク型園芸拠点整備事業」、平成30～令和3年度に実施した「メガ団地等大規模園芸拠点整備事業」をいう。

4 夢プラン事業

平成18～20年度に実施した「“目指せ元気な担い手” 農業夢プラン応援事業」、平成21～22年度に実施した「“今こそチャレンジ” 農業夢プラン応援事業」、平成22～25年度に実施した「あきたを元気に！ 農業夢プラン実現事業」、平成26～29年度に実施した「未来にアタック 農業夢プラン応援事業」、平成30～令和3年度に実施した「新時代を勝ち抜く！ 農業夢プラン応援事業」をいう。

5 夢ある事業

令和4～7年度に実施した「夢ある園芸産地創造事業」をいう。

6 合体の事業

他の事業（国庫補助事業等を含む）の施設整備と物理的な連続性を確保して整備される事業をいう。

第4 事業の実施期間等

本事業の実施期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

ただし、秋田産食料供給力向上支援事業については令和7年から令和9年までの3年間とする。

第5 事業の実施等

1 園芸振興計画の策定

(1) 本事業を実施しようとする市町村長は、戦略作物の生産拡大に係る計画を記した稼ぐ園芸拡大計画（以下「園芸拡大計画」という。）を策定するものとする。

この場合において、各市町村等が作成する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（市町村基本構想）」、「地域計画」、「水田収益力強化ビジョン」、「野菜産地強化計画」、「果樹産地構造改革計画」等の取組と整合性を図りながら、市町村、農業協同組合等における農業振興上の課題と発展方向等を総合的に考慮し、その策定に当たるものとする。

(2) 園芸拡大計画においては、次の事項を定めるものとする。

- ア 戦略作物の産地育成に関する基本方針
- イ 戦略作物の生産拡大に関する目標
- ウ 市町村が定める計画における関連目標
- エ 事業実施期間における事業活用計画
- オ 本事業における支援対象者

(3) 園芸拡大計画においては、現状より概ね2割以上の販売額向上を目標とする。

2 園芸拡大計画の承認

(1) 市町村長は、策定した園芸拡大計画を地域振興局長に提出するものとする。

(2) 地域振興局長は、(1)により提出された園芸拡大計画の内容を審査し、適当と認められる時は、農林水産部長との協議を経て承認するものとする。

3 事業実施計画の承認

(1) 園芸拡大計画に支援対象者として位置づけられた事業実施主体は、事業実施年度において、別紙1及び別紙2、別紙3に定める事業実施計画を作成し、関係市町村長に提出するものとする。

(2) 関係市町村長は、事業実施計画について必要な指導及び調整を行うとともに、事業実施計画とこれをまとめた年度別事業実施計画を作成し、地域振興局長に提出してその承認を受けるものとする。

(3) 地域振興局長は、(2)により提出された年度別事業実施計画の内容を審査し、適当と認められる時は承認するものとする。なお、承認後は、その内容を速やかに農林水産部長に報告するものとする。

(4) 関係市町村長は、地域振興局長の承認を受けた後、事業実施主体へ通知するものとする。

4 園芸拡大計画、事業実施計画、年度別事業実施計画の変更

園芸拡大計画、事業実施計画、年度別事業実施計画の変更を行う場合の手続きは、1から3に準じて行うものとする。

第6 報告

1 事業実施状況報告

(1) 事業実施主体は、本事業の実施年度を含めて3年間、当該年度における事業実施状況を、別紙1及び別紙2、別紙3に定める事業実施状況報告書により当該年度の翌年度の4月末日までに関係市町村長に報告するものとする。

(2) (1)により報告を受けた関係市町村長は、その内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に改善指導を行うとともに、事業の目標に対して立ち遅れている場合には、改善計画を策定するなど目標達成に向けた措置を講ずることとし、また、

これを地域振興局長に報告するものとする。

(3) 関係市町村長は、事業実施主体から提出された事業実施状況を取りまとめのうえ、当該年度の翌年度の5月末日までに地域振興局長に報告するものとする。

(4) (3)により報告を受けた地域振興局長は、これを当該年度の6月10日までに農林水産部長に報告するものとする。

(5) 地域振興局は、事業実施状況報告を分析し、より事業効果が高まるよう、関係市町村とともに事業実施主体の指導に努めるものとする。

2 園芸拡大計画達成状況報告

(1) 関係市町村長は、園芸拡大計画の計画期間中、その達成状況を第1項における事業実施状況報告を反映させたうえ、当該年度の翌年度の5月末日までに地域振興局長に報告するものとする。

(2) (1)により報告を受けた地域振興局長は、これを当該年度の6月10日までに農林水産部長に報告するものとする。

第7 事業の推進指導体制

1 本事業は戦略作物等の産地育成及び地域農業の担い手となる認定農業者及び認定就農者等の収益性の向上を基本としていることから、関係市町村は、水田収益力強化ビジョンの策定主体である地域農業再生協議会や産地づくりの中核となる農業協同組合等と連携を図りながら事業を実施するものとする。

2 地域振興局は、関係市町村、関係農業機関・団体等と連携し、事業実施計画等の作成、本事業の実施、導入された機械・施設等の管理運営、目標達成に向けた取組及び事業実施後のフォローアップ等について、綿密な指導支援を行うものとする。

3 関連施策との一体的な実施

本事業の推進に当たっては、戦略作物の産地育成対策、担い手の育成対策、ほ場整備、農地中間管理事業及び他の補助・融資制度等と連携を図り、一体的に推進していくものとする。

第8 機械・施設等の管理運営

1 事業実施主体は、本事業によって整備した機械・施設等を事業実施計画に従って、適正に管理運営するものとする。

2 関係市町村は、本事業によって整備された機械・施設等が、事業実施計画に従って適正に管理運営されているか、事業実施後の管理運営や利用状況、事業効果を把握するとともに、事業が適切に推進されるよう事業実施主体を指導するものとする。

3 取得した財産を処分制限期間内に、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模

もしくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を行う必要が生じたときは、あらかじめ、補助事業で取得した施設等の増改築（模様替え）届により、その旨を市町村長を経由し、地域振興局長に報告しなければならない。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定めるところによるものとする。

第10 様式

本事業の様式は、次に掲げるとおりとする。

- 1 園芸拡大計画承認申請書（様式1―1）
- 2 園芸拡大計画の協議文書（様式1―2）
- 3 園芸拡大計画の承認通知（様式1―3）
- 4 園芸拡大計画（様式2）
- 5 事業実施計画承認申請書（様式3―1）
- 6 年度別事業実施計画承認申請書（様式3―2）
- 7 年度別事業実施計画承認通知書（様式3―3）
- 8 年度別事業実施計画承認報告書（様式3―4）
- 9 事業実施計画承認通知書（様式3―5）
- 10 年度別事業実施計画書（様式4）
- 11 事業実施状況報告書（事業実施主体）（様式5―1）
- 12 事業実施状況報告書（市町村）（様式5―2）
- 13 事業実施状況報告書（地域振興局）（様式5―3）
- 14 年度別事業実施状況（様式6）
- 15 園芸拡大計画達成状況報告書（市町村）（様式7―1）
- 16 園芸拡大計画達成状況報告書（地域振興局）（様式7―2）
- 17 園芸拡大計画達成状況（様式8）
- 18 誓約書（様式9）
- 19 施設等の増改築（模様替え）届出書（様式10）

附則

この要領は令和8年4月1日から施行する。

番 号
令和 年 月 日

〇〇地域振興局長 あて
(農林部扱い)

〇〇市町村長

令和〇〇年度稼ぐあきたの園芸経営体応援事業
園芸拡大計画（変更）承認申請書

稼ぐあきたの園芸経営体応援事業実施要領第5の2の(1)(第5の4)の規定に基づき、園芸拡大計画の（変更の）承認を申請します。

番
令和 年 月 号
日

農林水産部長 あて

〇〇地域振興局長

令和〇〇年度稼ぐあきたの園芸経営体応援事業
園芸拡大計画（の変更）について（協議）

〇〇市町村長（〇〇〇〇ほか〇名）から（変更の）承認申請のあったこのことについて、稼ぐあきたの園芸経営体応援事業実施要領第5の2の（2）（第5の4）の規定に基づき協議します。

番 号
令和 年 月 日

〇〇市町村長 あて

〇〇地域振興局長

令和〇〇年度稼ぐあきたの園芸経営体応援事業
園芸拡大計画の（変更の）承認について（通知）

令和〇〇年〇月〇〇日付け（番 号）で（変更の）承認申請のあったこのことについて、稼ぐあきたの園芸経営体応援事業実施要領第5の2の（2）（第5の4）の規定に基づき、申請のとおり承認します。

稼ぐあきたの園芸経営体応援事業

園芸拡大計画

計画年度	令和8～11年度
計画策定主体	〇〇市町村
関係農協等	〇〇農業協同組合

計画策定及び変更履歴

策定	年月日	変更理由
変更 1回目	R8. 4. 1	新設
変更 2回目		
変更 3回目		
変更 4回目		
変更 5回目		
変更 6回目		
変更 7回目		
変更 8回目		
変更 9回目		
変更10回目		
変更11回目		
変更12回目		
変更13回目		
変更14回目		
変更15回目		
変更16回目		
変更17回目		
変更18回目		
変更19回目		
変更20回目		
変更21回目		
変更22回目		
変更23回目		
変更24回目		
変更25回目		
変更26回目		
変更27回目		
変更28回目		
変更29回目		
変更30回目		

(記載例)	RO. O. O	支援対象者No. O～No. Oを追加
	RO. O. O	地域振興品目にOOを追加

1 戦略作物の産地育成に関する基本方針

(1) 戦略作物の生産の現状と課題

現状	
課題	
(2) 戦略作物の生産拡大に係る取組の方向	

(3) 品目毎の具体的取組方針

品目名：	
生産対策	
販売対策	
品目名：	
生産対策	
販売対策	
品目名：	
生産対策	
販売対策	
品目名：	
生産対策	
販売対策	
品目名：	
生産対策	
販売対策	

2 戦路作物の生産拡大に関する目標

[illegible]

4 事業実施期間における事業活用計画

実施年	活用 経営体数	事業費（千円）		
		うち県費 （千円）	うち市町村費 （千円）	
令和〇年度				
令和〇年度				
令和〇年度				
令和〇年度				
合計				

令和〇〇年度稼ぐあきたの園芸経営体応援事業
事業実施計画（変更）承認申請書

令和 年 月 日

〇〇市町村長 あて

事業実施主体
氏名（名称）
（代表者名）

稼ぐあきたの園芸経営体応援事業実施要領第 5 の 3 の（1）（第 5 の 4）の規定に基づき、事業実施計画の（変更の）承認を申請します。

令和〇〇年度稼ぐあきたの園芸経営体応援事業
年度別事業実施計画（変更）承認申請書

番 号
令和 年 月 日

〇〇地域振興局長 あて
（農林部扱い）

〇〇市町村長

稼ぐあきたの園芸経営体応援事業実施要領第5の3の（2）（第5の4）の規定に基づき、年度別事業実施計画の（変更の）承認を申請します。

番
令和 年 月 号
日

〇〇市町村長 あて

〇〇地域振興局長

令和〇〇年度稼ぐあきたの園芸経営体応援事業の
年度別事業実施計画の（変更）承認について（通知）

令和〇〇年〇月〇〇日付け（番 号）で（変更の）承認申請のあったこのことについて、稼ぐあきたの園芸経営体応援事業実施要領第 5 の 3 の（3）（第 5 の 4）の規定に基づき、申請のとおり承認します。

番 号
令和 年 月 日

農林水産部長 あて

〇〇地域振興局長

令和〇〇年度稼ぐあきたの園芸経営体応援事業の
年度別事業実施計画の（変更）承認について（報告）

令和〇〇年〇月〇〇日付け（番 号）で年度別事業実施計画（の変更）を承認したので、稼ぐあきたの園芸経営体応援事業実施要領第5の3の（3）（第5の4）の規定に基づき報告します。

稼ぐ園芸経営体応援事業（1）園芸メガ団地整備事業 又は（2）稼ぐ園芸経営体応援事業
（単位：千円）

	既承認額（県補助額）	今回承認額（県補助額）	承認額計（県補助額）
〇 〇 〇 市			
〇 〇 〇 町			
〇 〇 〇 村			
振 興 局 計			

秋田産食料供給力向上支援事業（単位：千円）

	既承認額（県補助額）	今回承認額（県補助額）	承認額計（県補助額）
〇 〇 〇 市			
〇 〇 〇 町			
〇 〇 〇 村			
振 興 局 計			

- （注） 1 様式4の年度別事業実施計画書(写)、別紙様式1－1及び別紙様式2－1の事業実施計画書(写)、関係資料を添付すること。
2 承認後1週間以内に報告すること。
3 内訳事業ごとに作成し報告すること。

番 号
令和 年 月 日

(事業実施主体) あて

〇〇市町村長

令和〇〇年度稼ぐあきたの園芸経営体応援事業の
事業実施計画の（変更の）承認について（通知）

令和〇〇年〇月〇〇日付けで申請のあった事業実施計画（の変更）については、稼ぐあきたの園芸経営体応援事業実施要領第5の3の（4）（第5の4）の規定に基づき、申請のとおり承認します。

令和○年度
稼ぐあきたの園芸経営体応援事業
年度別事業実施計画書(変更)

計画策定主体

〇〇市町村

[illegible]

稼ぐあきたの園芸経営体応援事業
事業実施状況報告書（〇〇年度分）

番 号
令和 年 月 日

〇〇市町村長 あて

事業実施主体
住所
氏名（名称）
（代表者名）

稼ぐあきたの園芸経営体応援事業実施要領第6の1の(1)の規定に基づき、事業実施状況を報告します。

稼ぐあきたの園芸経営体応援事業
事業実施状況報告書（〇〇年度分）

番 号
令和 年 月 日

〇 〇 地 域 振 興 局 長 あて
（ 農 林 部 扱 い ）

〇 〇 市 町 村 長

稼ぐあきたの園芸経営体応援事業実施要領第 6 の 1 の（3）の規定に基づき、事業実施状況を報告します。

番 号
令和 年 月 日

農 林 水 産 部 長 あて

〇 〇 地 域 振 興 局 長

稼ぐあきたの園芸経営体応援事業の事業実施状況
(〇〇年度分) について (報告)

〇〇市町村長〇〇〇〇ほか〇名から報告のあったこのことについて、稼ぐあきたの園芸経営体応援事業実施要領第6の1の(4)の規定に基づき報告します。

(注) 様式 5－1 「事業実施状況報告書 (事業実施主体)」の添付は要しない。

令和○年度
稼ぐあぎたの園芸経営体応援事業
年度別事業実施状況(○年度実施 ○年目)

計画策定主体	○○市町村
--------	-------

令和〇年度 稼ぐあきたの園芸経営体応援事業 年度別事業実施状況報告

[illegible]

稼ぐあきたの園芸経営体応援事業
園芸拡大計画達成状況報告書
(令和〇〇年度分)

番 号
令和 年 月 日

〇 〇 地 域 振 興 局 長 あて
(農林部扱い)

〇 〇 市 町 村 長

稼ぐあきたの園芸経営体応援事業実施要領第 6 の 2 の (1) の規定に基づき、事業実施
状況を報告します。

番 号
令和 年 月 日

農 林 水 産 部 長 あて

〇 〇 地 域 振 興 局 長

稼ぐあきたの園芸経営体応援事業の園芸拡大計画達成状況
(〇〇年度分) について (報告)

〇〇市町村長〇〇〇〇ほか〇名から報告のあったこのことについて、稼ぐあきたの園芸経営体応援事業実施要領第6の2の(2)の規定に基づき報告します。

稼ぐあきたの園芸経営体応援事業
園芸拡大計画達成状況(○年度)

計画年度	令和8～11年度
計画策定主体	〇〇市町村
関係農協等	〇〇農業協同組合

1 戦略作物の産地育成状況

品目名：

生産対策	
販売対策	

品目名：

生産対策	
販売対策	

品目名：

生産対策	
販売対策	

品目名：

生産対策	
販売対策	

品目名：

生産対策	
販売対策	

2 戦略作物の生産拡大に関する実績

実績															
品目	R8				R9				R10				R11		
	作付面積等 (a、量、本)	販売額 (kg、千本)	単価	単収	作付面積等 (a、量、本)	販売額 (kg、千本)	単価	単収	作付面積等 (a、量、本)	販売額 (kg、千本)	単価	単収	作付面積等 (a、量、本)	販売額 (kg、千本)	単収
えだまめ	0	0			0	0			0	0			0	0	
ねぎ	0	0			0	0			0	0			0	0	
アスパラガス	0	0			0	0			0	0			0	0	
トマト	0	0			0	0			0	0			0	0	
きゅうり	0	0			0	0			0	0			0	0	
ずいか	0	0			0	0			0	0			0	0	
キク類	0	0			0	0			0	0			0	0	
トルコギキョウ	0	0			0	0			0	0			0	0	
ユリ類	0	0			0	0			0	0			0	0	
リンドウ	0	0			0	0			0	0			0	0	
ダリア	0	0			0	0			0	0			0	0	
りんご	0	0			0	0			0	0			0	0	
なし	0	0			0	0			0	0			0	0	
ぶどう	0	0			0	0			0	0			0	0	
おうとう	0	0			0	0			0	0			0	0	
もも	0	0			0	0			0	0			0	0	
しいたけ	0	0			0	0			0	0			0	0	
小計	0	0			0	0			0	0			0	0	
大豆	0	0			0	0			0	0			0	0	
麦	0	0			0	0			0	0			0	0	
そば	0	0			0	0			0	0			0	0	
菜たばこ	0	0			0	0			0	0			0	0	
小計	0	0			0	0			0	0			0	0	
	0	0			0	0			0	0			0	0	
	0	0			0	0			0	0			0	0	
	0	0			0	0			0	0			0	0	
	0	0			0	0			0	0			0	0	
	0	0			0	0			0	0			0	0	
	0	0			0	0			0	0			0	0	
	0	0			0	0			0	0			0	0	
	0	0			0	0			0	0			0	0	
	0	0			0	0			0	0			0	0	
	0	0			0	0			0	0			0	0	
	0	0			0	0			0	0			0	0	
	0	0			0	0			0	0			0	0	
小計	0	0			0	0			0	0			0	0	
合計	0	0			0	0			0	0			0	0	

3 事業実施期間における事業活用実績

実施年	活用 経営体数	事業費（千円）		
		うち県費 （千円）	うち市町村費 （千円）	
令和〇年度				
令和〇年度				
令和〇年度				
令和〇年度				
合計				

国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書

番 号
令和 年 月 日

〇〇市町村長 〇〇〇〇 様

事業実施主体
住所
氏名（名称）
（代表者名）

当社（私）は施設建物等の利用開始時までに、建物共済等の保険に加入することを誓約します。

1 加入を予定している対象施設の概要

事業導入する施設	〇〇 〇棟
施設の所在地	〇〇市
総事業費 （うち補助金等）	総 事 業 費： 円 県 補 助 金： 円 市町村補助額： 円 自 己 負 担： 円

2 加入を予定している共済又は保険等の概要

(1) 共済又は保険名等	秋田県農業共済組合 建物共済
(2) 加入時期	令和〇年〇月
(3) 共済又は保険等の期間	〇年

※法人の場合は当社、個人の場合は私と表記する。

※天災等に関する補償を必須とする。

年 月 日

〇〇地域振興局長 あて

事業実施主体
住 所
氏 名（名称）
（代表者名）

令和〇〇年度稼ぐあきたの園芸経営体応援事業（※）で取得又は効用が増加した施設等を
増（改）築（模様替え）したいので、次のとおり届け出ます。

1 増築等（模様替え）の理由

〇〇〇・・・・・・・・

2 増築等（模様替え）に係る施設等の概要

（1）施設等の所在地 〇〇市〇〇〇字〇〇〇

（2）施設等の構造、規格、規模等 〇〇〇〇施設 木造平屋建て 〇〇〇㎡

（3）事業費（全体）

補助金 〇〇〇, 〇〇〇円

その他の負担額 〇〇〇, 〇〇〇円

（4）取得年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

3 増築等の概要

（1）増築（模様替え）施設等

（例）増築〇〇〇の増築 〇〇㎡

（例）増設〇〇〇ラインの設置 〇〇箱／日処理

（2）増改築等に係る事業費 〇〇〇千円

（3）工 期 着工予定時期 令和〇〇年〇〇月〇〇日

完成予定時期 令和〇〇年〇〇月〇〇日

（4）増築（模様替え）等の効果

〇〇〇・・・・・・・・

[添付資料]

- 1 建物平面図及び側面図、増設配置図並びに見積書
- 2 現況写真
- 3 その他知事が必要と認める書類

※補助事業の種類（稼ぐ園芸経営体応援事業、秋田産食料供給力向上支援事業）を記入する
を記入すること

※市町村長を経由すること

別紙 1

稼ぐ園芸経営体応援事業のうち(1)園芸メガ団地整備事業

第1 事業の種類

本事業は、次の2つのメニューで構成し、取組内容、事業実施主体、事業実施手続き等については、別記1及び別表1のとおり定めるものとする。

- 1 中山間拠点
- 2 大規模拠点

第2 事業の実施基準

- 1 本事業で整備する機械・施設等については、その規模や内容が別表1の1に示す国庫補助事業等の事業要件を満たす場合は、国庫補助事業等を優先する。活用する場合の実施手続き、事業内容、取組主体、事業採択要件、成果目標、事業実施状況報告、事業の評価、様式等は、次に定めるところによるものとする。

(1) 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和7年1月24日付け6農第3581号農林水産事務次官依命通知）

(2) 産地生産基盤パワーアップ事業県事業実施方針（令和7年3月13日付け4特農協第218号基金管理団体承認）

(3) 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱制定による廃止前の産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

(4) 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱（令和6年12月17日付け6林整計第414号農林水産事務次官依命通知）

(5) 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（令和6年12月17日付け6林整計第415号林野庁長官通知）

(6) 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について（令和6年12月17日付け6林整計第416号林野庁長官通知）

- 2 本事業の事業費は、事業実施地域の立地条件や事業内容に即した整備内容に対し、適正な実勢価格により算定するものとする。

- 3 事業の実施に当たっては、入札や見積り合わせ等により適正に事業を施行するものとする。

- 4 既存機械・施設等を廃棄し、その代替として同種、同規模及び同効用の機械・施設等の導入（いわゆる更新）は補助対象としない。また、リースで使用している機械・施設等のリース期間満了等による導入についても補助対象としない。

第3 事業実施計画の作成

- 1 本事業を実施しようとする事業実施主体は、園芸メガ団地整備事業実施計画書（以下「事業実施計画」という。）を作成するものとする。
- 2 事業実施計画の作成に当たっては、農業協同組合、市町村、地域振興局等、関係機関の助言を受けながら行うものとする。
- 3 助言の協力を受けた農業協同組合、市町村、地域振興局等はプロジェクトチーム（以下「チーム」）を設置し、事業実施主体の事業実施計画の作成を支援する。チームリーダーはチーム内から互選し、事務局は地域振興局が担う。

第4 助成

1 助成の実施

県は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、次により補助金を交付するものとする。

(1) 補助対象

本事業における補助対象機械・施設等は、別表1のとおりとする。

(2) 補助率等

ア 補助率

税（消費税及び地方消費税をいう。）抜事業費の2分の1以内とし、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。

イ 市町村による協調助成のガイドライン

市町村は、事業実施主体の初期投資と経営リスクの軽減を図るため、県と協調して助成を行うよう努めるものとし、そのガイドラインは1/10とする。

2 補助金の取扱い

(1) 補助金交付事務等の取扱いに関しては、秋田県財務規則及び秋田県農林水産部園芸振興課関係補助金等交付要綱に定めるとおりとする。

(2) 事業実施後に事業採択基準等を満たさないことが明らかになった場合は、補助金の返還を求めることができるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

第5 報告

事業実施主体は、本事業の実施年度を含めて3年間、当該年度における事業実施状況を、当該年度の翌年度の4月末日までに関係市町村長に報告するものとする。

第6 留意事項

1 雇用の創出等

冬期農業にも積極的に取り組み、周年出荷体制を整えることにより、地域雇用の受け皿として、安定的・定量的な雇用が創出されるよう努めるものとする。

2 加工への取組

大規模拠点が持続的に発展を続けていくためには、単に農作物の生産・販売に止まらず、加工も含めた6次産業化に取り組むことが重要であることから、加工部門等へも積極的に取り組むものとする。

第7 様式

本事業の様式は、次に掲げるとおりとする。

- 1 園芸メガ団地整備事業実施計画書(別紙様式1-1)
- 2 事業実施状況報告書(別紙様式1-2)

計画策定年度	令和○年度
事業実施期間	令和○年度～○年度

園芸メガ団地整備事業実施計画書

タイプ名	○○拠点
関係 J A 名	○○○○○農業協同組合
関係市町村名	○○市・○○町・○○町
地区名	○○地区

第1	事業の目的等	
	1 事業の目的	
	2 園芸メガ団地の取組方針	
	(1) 研修計画	
	(2) 生産関係	
	(3) 販売関係	
	(4) 労働力関係	
第2	事業主体及び営農主体の概要	
	1 事業主体と営農主体の関連	
	2 事業主体の概要	
	3 営農主体の概要	
	4 農業法人の概要	
第3	営農主体の作付面積	
第4	園芸メガ団地で取り組む品目の生産及び販売計画	
第5	事業計画（実績）	
	1 総括表	
	2 施設・機械等の年度別整備計画	
第6	品目別栽培体系等	
第7	年間必要労働時間と雇用労働確保計画	
	1 基本的考え方	
	2 年間必要労働時間と必要雇用数	
	3 雇用労働力の確保計画	
第8	収支計画	

第1 事業の目的等

1 事業の目的

--

2 園芸メガ団地の取組方針

(1) 研修計画

※経営マネジメントに関する研修や農業技術研修所や先進的経営体等における技術習得研修等の受講歴や今後の計画を記入

(2) 生産関係

※品種・栽培技術の統一、作型のリレー、機械の共同利用、作業受託、出荷調製作業の連携等を記入

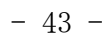
(3) 販売関係

※包装資材の統一、品質のブランド化、販売先の連携、加工・業務用取引など、特徴ある連携を記入

(4) 労働力関係

※雇用者や新規栽培者を各園芸拠点が連携して研修。機械作業の補助員を調整。作業ピーク時に、営農主体又は雇用者の労働力を団地間で調整などの連携方法について記入

1 事業主体と営農主体の関連



2 事業主体の概要

項目	内容	備考
組織の名称	〇〇〇〇〇農業協同組合	
組織の形態	農業協同組合	
設立年月日	〇年	
代表者氏名	代表理事組合長 〇〇 〇〇	
組織の所在地		
構成員数		

※農業協同組合が機械・施設等を取得し、営農主体に貸し付ける場合に記入、それ以外の場合は不用

3 営農主体の概要

No.	氏名 法人名	分類	年齢 (設立 経過年)	住 所	主な経歴	営農類型
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

※拠点を形成する営農主体の概要を記載

【分類】 個人(認定就農者、認定農業者等)、法人を分類して記入

【年齢(設立経過年)】 年齢、設立経過年数を記入

【主な経歴】 ○○部会長、栽培経験年数などを記入

【営農累計】 取組後に経営している品目を記入

4 農業法人の概要

(ふりがな)		()		役職名			
名 称				氏名			
		(〒 -)		性別			
主たる事務所の所在地				担当者			
				電話番号		-	
				FAX番号		-	
事業実施場所				常時使用する従業員数(実数)		名	
				臨時使用する従業員数(延べ)		名	
設立年月日		令和 年 月 日					
概要							
構成員(出資者等)							
氏名	性別	住所・所在地 (市町村名)	役職名	出資金	出資等比率	備考	
				千円	%		
				千円	%		
				千円	%		
				千円	%		
				千円	%		
				千円	%		

※営農主体に農業法人が含まれる場合に記載

第3 営農主体の作付面積

営農主体名	作目名	うち主たる 従事者 (目標年度)	事業実施前(年度)			目標(年度)※3年後			成果目標の確認(目標／実施前)		
			作付面積 (ha)	販売量 (t・本)	販売額 (千円)	作付面積 (ha)	販売量 (t・本)	販売額 (千円)	作付面積 (%)	販売額 (%)	主たる従事者 1人当たり販売額 (千円)
	水稻										
	作目A										
	作目B										
	作目C										
	小 計		0	0	0	0	0	0			
	小 計		0	0	0	0	0	0			
	小 計		0	0	0	0	0	0			
合 計			0	0	0	0	0	0			

※経営全体の販売額等を記入する。

※農業法人の場合、主たる従事者1人当たりの販売額をそれぞれ算出の上、記入する。

第4 園芸メガ団地で取り組む品目の生産及び販売計画

営農主体名	作目名	項 目	現 状 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 目標年 (年)	4年目 (年)	5年目 (年)	備 考
		面 積 ha							
		単 収 t・本/10a							
		販売量 t、本							
		単 価 円/kg・本							
		販売額 千円							
		面 積 ha							
		単 収 t・本/10a							
		販売量 t、本							
		単 価 円/kg・本							
		販売額 千円							
		面 積 ha							
		単 収 t・本/10a							
		販売量 t、本							
		単 価 円/kg・本							
		販売額 千円							
合 計		面 積 ha							
		販売量 t、本							
		販売額 千円							
		面 積 ha							
		販売量 t、本							
		販売額 千円							

※第3 営農主体の作付面積と整合性を図ること

第5 事業計画 (実績)

1 総括表

事業主体名 営農主体名	取組概要			整備概要	年度	事業内容	総事業費 (円)	負担区分(円)					備考
	品目	面積	処理量					県費	市町村費J	Aその他			
【事業主体】 〇〇〇〇 農業協同組合	トマト	〇棟(〇㎡)	〇〇〇t	パイプハウス 4K×25K 〇棟(〇㎡) 管理機〇台 防除機〇台 簡易土地基盤整備 A=〇〇㎡	〇	施設							
						機械							
	ダリア	〇〇〇ha	〇〇千本		その他								
					小計								
【営農主体】 農事組合法人 〇〇〇〇	合計	〇〇〇ha	〇〇〇t	〇	施設								
					機械								
	合計	〇〇〇ha	〇〇〇t		その他								
					小計								
	〇			〇	施設								
					機械								
	〇				その他								
					小計								
	合計			合計	施設								
					機械								
					その他								
					合計		0	0	0	0	0		

注) 事業費は消費税を含む額を記載する。

2 施設・機械等の年度別整備計画

【令和〇年度 営農主体名:〇〇〇〇〇】

※営農主体毎に作成する

No.	施設名	構造	規格	棟数	総事業費 (円)	負担区分(円)				竣工予定 月日	備考
						県費	市町村費	JA	その他		
合計					0	0	0	0	0		
No.	機械名	処理能力	規格・形式	台数	総事業費 (円)	負担区分(円)				導入予定 月日	備考
						県費	市町村費	JA	その他		
合計					0	0	0	0	0		
No.	工事名等	内容			総事業費 (円)	負担区分(円)				竣工予定 月日	備考
						県費	市町村費	JA	その他		
合計					0	0	0	0	0		
年度別総計					0	0	0	0	0		

注) 整備年度ごとに別葉とすること。

[illegible]

調製 —  —
出荷 —  —

全体(2年目)			令和〇年			作付面積			350 a			常時雇用			6 人			臨時雇用賃金単価			800 円/hr						
項目	月・旬別		1 月		2 月		3 月		4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		11 月		12 月		計
	上	中	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
作	育苗準備																										1120
	仮植																										560
業	育苗管理																										1680
	定植準備																										1400
別	定植、支柱立て								1120																		1120
	整枝、誘引、摘心								140	140	280	280	280	280	280	280	280	280	280	140						3780	
労	追肥、灌水								35	35	70	70	70	70	105	105	105	105	70	35						1120	
	着果管理								105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105							1365	
働	摘葉、摘果								70	70	105	105	105	105	105	105	105	105	70	70						1295	
	ハウス管理								35	70	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	70	35				1785	
時	病害虫防除																									1400	
	収穫、調整、出荷																									14070	
間	跡かたづけ																									1120	
	計																									31815	
臨時雇用必要人数(延べ)																											31815
																											2683.3
																											雇用労賃(千円) 1,685

全体(3年目)			令和〇年			作付面積			400 a			常時雇用			7 人			臨時雇用賃金単価			850 円/hr						
項目	月・旬別		1 月		2 月		3 月		4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		11 月		12 月		計
	上	中	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
作	育苗準備																										1280
	仮植																										640
業	育苗管理																										1920
	定植準備																										1600
別	定植、支柱立て									1280																	1280
	整枝、誘引、摘心									160	160	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	160					4320
労	追肥、灌水									40	40	80	80	80	80	120	120	120	120	80	40	40					1280
	着果管理									120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120						1560
働	摘葉、摘果									80	80	120	120	120	120	120	120	120	120	80	80						1480
	ハウス管理									40	80	120	120	120	120	120	120	120	120	120	80	40					2040
時	病害虫防除																										1600
	収穫、調整、出荷											80	80	120	120	120	120	120	120	120							16080
間	跡かたづけ														480	920	1120	1320	1320	1320	1320	480	480				1280
	計																										1280
臨時雇用必要人数(延べ)																											36360
																											雇用労賃(千円) 2,173

3 雇用労働力の確保計画

雇用に関する目標	申請時		1年度目		2年度目		3年度目	
	(令和 年度)		(令和 年度)		(令和 年度)		(令和 年度)	
	常用雇用(実人数)		人		人		人	
臨時雇用(延べ人数)			人		人		人	

第8 収支計画

単位:千円

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
売上高	水稻					
	作目A					
	作目B					
	作目C					
	計	0	0	0	0	0
売上原価	種苗費					
	肥料費					
	農具費					
	農薬衛生費					
	諸材料費					
	修繕費					
	動力光熱費					
	荷造り運賃					
	減価償却費①					
	計	0	0	0	0	0
売上総利益		0	0	0	0	0
販売・一般管理費	役員報酬					
	給料手当					
	臨時雇用					
	法定福利費					
	荷造・運賃手数料					
	減価償却費②					
	通信費					
	車両費					
	地代家賃					
	修繕費					
	賃借料					
	利子割引料					
	雑費					
	計	0	0	0	0	0
営業利益		0	0	0	0	0
営業外収益	補助金等					
	雑収入					
	計	0	0	0	0	0
営業外費用	支払利息					
	雑損失					
	計	0	0	0	0	0
経常利益		0	0	0	0	0
税引前当期純利益		0	0	0	0	0
法人税等充当額						
税引後当期純利益③		0	0	0	0	0
償還財源(①+②+③)		0	0	0	0	0
短期借入金償還						
長期借入金償還						
	計	0	0	0	0	0
繰越余剰		0	0	0	0	0

添付資料一覧

- 事業実施位置図
- 整備施設・機械等に関する見積書又は概算設計書、図面
- 事業導入に関する総会資料等の写し
- 事業実施主体の定款、登記事項証明書の写し(法人の場合)
- 機械・施設の管理運営規程(案)
- 機械・施設整備の工程表

1 事業実施主体

氏名（名称）	
住所	

2 事業実施状況

	品 目	作付面積 ha	単 収 t・本/10a	販売量 t、本	単価 円/kg・本	販売額 千円
事業実施前 (年度)						
	計	0				0
目標 1 年目 (年度)						
	計	0				0
1 年目 (年度)						
	計	0				0
達成率						
コメント						
目標 2 年目 (年度)						
	計	0				0
2 年目 (年度)						
	計	0				0
達成率						
コメント						
目標 3 年目 (年度)						
	計	0				0
3 年目 (年度)						
	計	0				0
達成率						
コメント						

※別紙様式 1 - 1 園芸メガ団地整備事業実施計画書

第 4 園芸メガ団地で取り組む品目の生産及び販売計画から転記する

※コメント欄には、実績評価、計画達成に向けた課題、今後の推進方法等を記載する。

別記 1

(1)園芸メガ団地整備事業の実施に当たっての留意事項

第 1 事業実施主体

本事業の実施主体は、原則として次に掲げる者とする。

1 農業協同組合

農業協同組合が機械・施設等を取得し、営農主体に貸し付ける場合

2 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画を市町村から認定を受けている、又は、認定申請しており認定されることが確実な法人及び個人であること。

3 認定就農者

農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画を市町村から認定を受けている、又は、認定申請しており認定されることが確実であること。

4 その他、市町村長が農林水産部長と協議して認める団体

第 2 補助対象機械・施設等

補助対象とする機械・施設等については、原則として次のとおりとする。

1 補助対象機械・施設等の規模及び構造、事業の規模等は、事業実施計画の目標などそれぞれの目的に合致したものであって、過剰投資とならないよう、作型及び投資効率等を検討し、必要不可欠、かつ、必要最小限度のものとする。

2 補助対象機械の規模は、秋田県特定高性能機械導入計画に合致したものであること。

3 水稻用と共用できるものは補助対象としない。ただし、作型等から戦略作物専用に使用すると認められるものについては、補助対象とすることができるものとする。

4 整備するパイプハウスについては、雪害防止の観点から、パイプの直管の径が32mm程度（耐雪仕様）とするものとする。

5 電気設備は、ハウス等に必要な限度の敷地内に設置する受電設備以降を補助対象とする。

6 休憩施設は、雇用者の安定的な確保のために必要な場合に限る。

第3 事業の成果目標等

1 メニュー別の目標

メニュー別の成果目標は原則として次のとおりとし、詳細については、別表1に定めるとおりとする。

(1) 中山間拠点

中山間地域において、販売額3千万円以上を目指すものとする。

(2) 大規模拠点

1団地で販売額1億円以上を目指すもの（メガ団地）又は複数の団地（原則1団地当たり販売額3千万円以上）が生産等で連携し、合計販売額1億円以上を目指すもの（ネットワーク団地）とする。

2 営農主体の成果目標

事業に参画する営農主体は、事業実施3年後までに年間販売額が1千万円以上の経営体となるものとする。（ただし、農業法人の場合、主たる従事者1人당りに換算して1千万円以上の経営体となること。）

なお、成果目標の達成時期について、永年性作物（アスパラガス、リンドウ、果樹等）では、育成期間経過後に、増殖と栽培を同時に行う品目（にんにく等）では、事業実施5年後までの期間で設定できるものとする。

3 販売額等の考え方

(1) 単価については、新規品目への取組で単価が不明の場合は、事業実施前、事業実施後とも農業協同組合等の単価や同一市町村の他生産者の単価等を使用するものとする。既存品目への取組の場合は、直近の平年作の単価を使用するものとする。

ただし、品質向上で事業実施後の単価が高くなるものについては、品質向上に見合う単価を使用するものとする。

(2) 単収については、新規品目への取組で単収が不明の場合は、事業実施前、事業実施後とも農業協同組合等の単収や同一市町村の他生産者の単収等を使用するものとする。既存品目への取組の場合は、直近の平年作の単収を使用するものとする。

ただし、生産性向上で事業実施後の単収が高くなるものについては、生産性向上に見合う単収を使用するものとする。

なお、永年性作物（アスパラガス、果樹等）については育成期間が経過した時期の単収を使用するものとする。

(3) 事業実施前及び事業実施後の販売額は、単価と単収から算出するものとする。

第4 営農主体の選定

- 1 農業協同組合等が機械・施設等を取得し、営農主体に貸し付ける場合、その選定に当たっては、集落説明会や農家懇談会、意向調査等の実施により、公平性及び透明性の確保に努めることとする。
- 2 大規模な経営に少人数で取り組むことや、多額の公費を投入すること等を踏まえ、取組初年度から着実な経営発展と経営の持続性が確保できるよう、農業法人の参画を積極的に推進することとする。
- 3 地域の実情に応じて個人経営体が参画する場合は、農業士等の優れた技術力と経営力を有する人材を核に据えることとする。

第5 事業の採択

- 1 営農主体は計画の実行性を高めるため、経営マネジメントに関する研修や農業技術研修所や先進的経営体等における技術習得研修を、少なくとも整備完了前までに受講することとする。
- 2 事業の採択に当たっては、別記様式1により営農主体の計画の遂行能力を評価するものとし、基準に達していないものについては採択しない。

第6 留意事項

- 1 本事業の事業費は、事業実施地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- 2 本事業で導入した施設等については、自然災害等で被害を受けた場合に営農を継続できるよう、耐用年数期間中、農業共済または民間保険等に参加するものとする。

- 3 既存施設の有効利用及び事業費の節減の観点からみて、事業実施地域又は事業内容の実情に即し適切と認められる場合は、増改築、移築、併設又は合体の事業、中古機械の利用による事業を補助の対象とすることができるものとする。

この場合、補助対象とできる既存施設は、安全性及び利用管理を行う上に不都合が無く、原則として耐用年数の残存年数が導入予定機械・施設等の耐用年数以上であるものとする。

また、中古機械は、耐用年数が経過していないものであって、県が認定した農業機械整備施設で整備され、有資格者が新品と同等程度の能力を有すると認めたものに限るものとする。

第7 その他

- 1 災害等にあった場合の財産処分の取扱いについて
本事業で助成を受けた機械や施設等が、気象災害や盗難、その他重大な事故等により亡失した場合は、遅滞なくその旨を市町村長を経由し、地域振興局長に報

告し、財産処分承認協議をしなければならない。

これらの事態が事業実施主体の責めに帰すべき事由により生じたものでないと判断できる場合、地域振興局長は、補助金の返還を免除することができるものとする。

ただし、事業実施主体の故意または重大な過失により生じたものと判断される場合は、交付した補助金を返還させるものとする。

2 事業実施主体の事故・疾病等により事業の継続が困難になった場合の財産処分の取扱いについて

本事業で助成を受けた事業実施主体が、事故・疾病等により事業の継続が困難になった場合、遅滞なくその旨を市町村長を経由し、地域振興局長に報告しなければならない。この場合、地域振興局長は、事業実施主体に対し医師の診断書等の提出を求めるものとする。

なお、本事業で助成を受けた機械や施設等は、他の農業者等により、引き続き目的に沿った適切な管理が行われるよう努めるものとする。

やむを得ず目的外処分する場合は、交付した補助金を返還させるものとする。

第8 様式

様式は、次に掲げるとおりとする。

1 園芸メガ団地整備事業 遂行能力確認表（別記様式1）

営農主体名：

確認項目	適	不適
計画の妥当性－達成可能な数値か	☐	☐
①作目 1 (〇〇)		
単価 〇〇 円/kg 根拠：	☐	☐
販売先	☐	☐
単収 〇〇 kg/10a 根拠：	☐	☐
面積	☐	☐
②作目 2 (〇〇)		
単価 〇〇 円/kg 根拠：	☐	☐
販売先	☐	☐
単収 〇〇 kg/10a 根拠：	☐	☐
面積	☐	☐
労働力確保状況－取組前に準備できているか	☐	☐
①目標到達労働力人数の把握ができているか	☐	☐
②地域内労働力のリストアップ	☐	☐
③ J A 無料職業紹介所の開設状況	☐	☐
④労働力確保支援ツール	☐	☐
⑤省力化、省人化（スマート農業）	☐	☐
栽培経験－基礎的な知識を有しているか	☐	☐
①あり → 〇年以上 肩書 〇〇部会長	☐	☐
②なし		
支援者の確保	☐	☐
技術習得の方法	☐	☐
生産条件－園芸品目の取組ができる条件が揃っているか	☐	☐
①排水対策	☐	☐
②ほ場区画	☐	☐
③土壌分析	☐	☐
④土づくり	☐	☐
労務管理－雇用の取扱に長けているか	☐	☐
G A P	☐	☐
労務管理研修等の受講記録	☐	☐
資金調達計画－経営開始から数年の資金管理計画を有しているか	☐	☐
補助残	☐	☐
運転資金	☐	☐
各種法令－整備できる条件が揃っているか	☐	☐
農地転用	☐	☐
農振計画との調整	☐	☐
建築確認	☐	☐
消防法	☐	☐

確認者：

別表 1 1 国庫補助事業等の事業要件
1 産地生産基盤パワーアップ事業

品 目	助 成 内 容	事業採択基準等
野菜 (えだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか) 花き (キク類、トルコギョウ、エリ類、リントウ、ダリア)	1 生産支援事業 (1) 農業機械等の導入及びリース導入 (2) 生産資材の導入等	1 取組主体は、次に掲げるものとする。 (1) 農業者 (別記 2 に定めるものをいう。以下同じ。) (2) 農業者の組織する団体 (代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体であって、別記 2 に定めるものをいう。以下同じ。) 2 採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記 2 に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記 2 に定める面積要件等を満たしていること。
果樹 (りんご、なし、ぶどう、もも、おうとう) しいたけ 地域振興品目 (市町村の推進品目)	2 整備事業 (1) 集出荷貯蔵施設 (2) 生産技術高度化施設 (3) 種子種苗生産関連施設	1 取組主体は、次に掲げるものとする。 (1) 農業者 (2) 農業者の組織する団体 2 採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記 2 に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記 2 に定める面積要件等を満たしていること。 (3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。(別記 2 に定める場合を除く。)

※要綱とは産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱 (令和 7 年 1 月 24 日付け 6 農第 3581 号農林水産事務次官依命通知) をいい、別記 2 とは別記 2 収益性向上対策・生産基盤強化対策をいう。産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱制定による廃止前の産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付要綱及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

2 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策

品 目	助 成 内 容 ・ 事 業 採 択 基 準 等
しいたけ	次の通知による。 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱 (令和 6 年 12 月 17 日 6 林整計第 414 号農林水産事務次官依命通知)、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領 (令和 6 年 12 月 17 日 6 林整計第 415 号林野庁長官通知)、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について (令和 6 年 12 月 17 日 6 林整計第 416 号林野庁長官通知)

別表 1 2 国庫補助事業等外の事業要件

対象品目	助 成 内 容	事業採択基準等
野菜 (えだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか)	1 野菜の生産に要する機械・施設等の整備に必要な経費に助成する。 (1) 作柄安定施設等 パイプハウス、かん水設備、養液栽培設備、暖房機、土壌土層改良機械(トレンチャー、補助暗渠用穀殻充填機)、マニュアスプレッダー、熱水等土壌消毒機等 (2) 省力化機械 播種機、管理機、防除機、収穫機、運搬車、除雪機等 (3) 調製保管用機械・施設 簡易調製・選別機、簡易予冷庫、作業舎、格納庫等 (4) 生産条件整備 暗渠・作業道の整備、井戸工事等 (5) アスパラガスの新改植 ・暗渠資材・暗渠施工、明渠施工 ・深耕、堆肥、土壌改良資材・肥料と散布 ・種苗 ・支柱、ハウスベルト、ゴムバンド、マルチ、フラワーネット、防草シート等 ・かん水設備 (6) 休憩施設、簡易トイレ等	1 事業実施主体 農業協同組合、認定農業者、認定就農者、その他団体 2 成果目標 (1) 中山間拠点 中山間地域において、販売額3千万円以上の団地となること。 (2) 大規模拠点 1団地または複数の団地が生産等で連携し、販売額1億円以上の団地となること。 (3) 事業に参画する営農主体の年間販売額 事業実施3年後まで(※)に1千万円以上の経営体となること。(ただし、農業法人の場合、主たる従事者1人あたりに換算して1千万円以上の経営体となること。) ※永年性作物(アスパラガス、果樹等)は、育成期間経過後まで増殖と栽培を同時に行う品目(にんにく等)は、事業実施5年後まで
果樹 (りんご、なし、ぶどう、もも、おうとう)	3 経営マネジメントに関する研修や農業技術研修所や先進的経営体等における技術習得研修を、少なくとも整備完了前までに受講すること。	3 経営マネジメントに関する研修や農業技術研修所や先進的経営体等における技術習得研修を、少なくとも整備完了前までに受講すること。
しいたけ	4 施設等の整備に当たっては、地域の共同利用施設の整備状況を勘案し、真に必要な場合に限る。	4 施設等の整備に当たっては、地域の共同利用施設の整備状況を勘案し、真に必要な場合に限る。
地域振興品目 (市町村の推進品目)	5 花きの生産に要する機械・施設等の整備に必要な経費に助成する。 (1) 作柄安定施設 パイプハウス、かん水設備、電照設備、保温・遮光設備、天窓、換気扇、養液栽培設備、暖房機、土壌土層改良機械、マニュアスプレッダー、熱水等土壌消毒機等 (2) 省力化機械 管理機、播種機、防除機、収穫機、運搬車、除雪機等 (3) 調製保管用機械・施設 結束機、下葉掻き機、選花機、簡易予冷庫、作業舎、格納庫等 (4) 生産条件整備 暗渠・作業道の整備、井戸工事等 (5) 花き特認種苗・支柱等栽培資材 (6) 休憩施設、簡易トイレ等	5 花き特認種苗とは、次の(1)から(3)までの全ての要件を満たすものとする。 (1) 3年以上使用できるもの。ただし、花き部門を新たに開始する場合で、花き種苗センターから供給される種苗に限り、1～2年生品目の種苗でも対象とする。 (2) 原則として施設や当該種苗に必要な支柱等栽培資材と一体的に導入し、かつ導入面積に見合った数量であること。 (3) 新規導入又は生産拡大時の導入に限るものとし、種苗(品種)の単純更新は補助対象としない。 6 果樹の整備に当たっては、防風ネット及び果樹棚の設置は新植との一体導入を基本とするが、生産安定や品質向上に寄与すると判断される場合には、単独導入できるものとする。

	3 果樹の生産に要する機械・施設等の整備に必要な経費に助成する。 (1) 機械・施設等 防除機、管理機（乗用を含む）、雨よけハウス、防風ネット、果樹棚、土壌土層改良機械（トレンチャー、補助暗渠用粉殻充填機）、マニユアスプレッダー等 (2) 新植、優良品種への改植・高接更新 苗木、土壌改良資材等 (3) 調製保管用機械・施設 選果機、簡易予冷库、作業舎、格納庫等 (4) 生産条件整備 暗渠・作業道の整備等 (5) 休憩施設、簡易トイレ等 4 地域振興品目の生産に要する機械・施設等の整備に必要な経費に助成する。 (1) 作柄安定施設等 パイプハウス（雨よけハウスを含む）、防風ネット、かん水設備、養液栽培設備、暖房機、土壌土層改良機械（トレンチャー、補助暗渠用粉殻充填機）、マニユアスプレッダー、熱水等土壌消毒機等 (2) 省力化機械 播種機、管理機、防除機、収穫機、運搬車、除雪機等 (3) 調製保管用機械・施設 簡易調製・選別機、簡易予冷库、作業舎、格納庫等 (4) 新植等 苗木、土壌改良資材等 (5) 生産条件整備 暗渠・作業道の整備、井戸工事等 (6) 特認種苗 にんにく種子 (7) 休憩施設、簡易トイレ等 (8) その他生産拡大に必要な機械・施設 5 簡易土地基盤整備 6 測量試験費、実施設計費、代行施行管理料等 7 その他農林水産部長と協議して必要と認められる機械・施設等
7 地域振興品目は、園芸振興計画に記載されている推進品目とする。 8 測量試験費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な雇用賃金、機械器具、消耗品及び委託費又は 請負費とする。 9 実施設計費は、設計に必要な調査費及び設計費とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り補助対象とする。	

別紙 2

稼ぐ園芸経営体応援事業のうち(2)稼ぐ園芸経営体応援事業

第1 事業の種類

本事業は、次の1から3のメニューで構成し、各メニューの取組内容、事業実施主体、事業実施手続き等については、別記2及び別表2に定めるとおりとする。

- 1 収益向上（販売額10%の増加又は生産コスト10%低減の取組）
- 2 新規就農
- 3 気象変動対策

第2 事業実施計画の作成

- 1 本事業を実施しようとする事業実施主体は、稼ぐ園芸経営体応援事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を作成するものとする。
- 2 作成に当たっては、市町村から認定を受けている農業経営改善計画（認定農業者）や青年等就農計画（認定就農者）と整合性を図るものとする。

第3 助成

1 助成の実施

県は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、次により助成を行うものとする。

(1) 補助対象

本事業における補助の対象は、別表2のとおりとする。

(2) 補助率等

ア 補助率

税（消費税及び地方消費税をいう。）抜事業費の3分の1以内（新規就農のうち非農家のみ、2分の1以内）とし、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。

イ 補助金の下限金額

補助金額が100千円未満のものは補助対象としない。ただし、入札、見積合わせ等の結果、100千円未満となったものについては補助対象とする。

ウ 補助対象事業費の上限金額等

(ア) 補助対象事業費の上限金額

単年度当たりの補助対象事業費の上限金額を原則、30,000千円（税抜）とする。ただし、上限を超えて、単年度で一体的に整備しなければ効果が発揮されないなど、合理的な理由があると認められる場合はこの限りではない。

(イ) かん水設備の上限金額

かん水設備の事業費のうち、掘削費用（試掘を含む）及び揚水管打込費用の上限金額を1,013千円（税抜）とする。ただし、物価高騰の影響がある場合や必要揚水量が大きい場合は別途協議すること。

なお、水が出なかった場合の試掘費用等は、補助対象としない。

エ 市町村及び農業協同組合による協調助成のガイドライン

市町村及び農業協同組合は、事業実施主体の負担の一層の軽減を図るため、県と協調して助成を行うよう努めるものとし、そのガイドラインは各1/12とする。

2 補助金の取扱い

(1) 補助金交付事務等の取扱いに関しては、秋田県財務規則及び秋田県農林水産部園芸振興課関係補助金等交付要綱に定めるとおりとする。

(2) 事業実施後に事業採択基準等を満たさないことが明らかになった場合は、補助金の返還を求めることができるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

第4 報告

1 事業実施主体は、本事業の実施年度を含めて3年間、当該年度における事業実施状況を、当該年度の翌年度の4月末日までに関係市町村長に報告するものとする。

第5 様式

本事業の様式は、次に掲げるとおりとする。

- 1 稼ぐ園芸経営体応援事業実施計画書（別紙様式2－1）
- 2 組織の概要（別紙様式2－2）
- 3 稼ぐ園芸経営体応援事業就農定着事業要件確認書（別紙様式2－3）
- 4 稼ぐ園芸経営体応援事業実施状況報告書（事業実施主体）（別紙様式2－4）

稼ぐ園芸経営体応援事業実施計画書

1 事業メニュー

事業実施年度	令和 年度	メニュー	
--------	------------	------	--

2 事業実施主体

園芸振興計画 対象者No.		氏名 (名称)	
住 所		代表者名	
生 (設立) 年月日		電話番号	
経営体区分		認定期間	～

3 事業の目的

--

4 生産・販売計画

単位：a、kg、千本

年 度	品 目	区 分	作付面積	単 収	販 売 量	単価(円)	販売額（千円）
事業実施前 (R 年)							
事業実施後 (R 年)							
増減（事業実施後－事業実施前）							
対比（事業実施後／事業実施前、％）							
備考							

5 事業計画 (実績)

単位：a、m²、棟、台、円

品 目	事 業 内 容	規 格	数 量	事業費 (税込)	事業費 (税抜)	県補助金
			計			

事業費負担内訳					備考
県	市町村	J A	自己資金	その他	
資金利用計画					
資金名	金融機関名	借入金額	償還年数		

6 過年度の事業実施状況

1) 直近の生産・販売計画

年 度	品 目	区 分	作付面積等	単 収	販 売 量	単価(円)	販売額 (千円)
実施年度 (年)							

2) 4 生産・販売計画が直近の生産・販売計画の目標に達していない場合の理由

3) 過年度の類似事業活用状況 (H26～現在)

実施年度	品 目	事 業 内 容	規 格	数 量	事業費 (税込)	県補助金額

7 備 考

8 添付書類

必須

☐ 見積書(写)
☐ カタログ(写)
☐ 導入機械・施設の規模決定根拠(任意様式)
☐ 生産コスト低減となる根拠資料 (任意様式)

事業主体別

認定農業者(個人)

☐ 農業経営改善計画(写)

認定農業者(法人)

☐ 農業経営改善計画(写)
☐ 直近の総会等資料(写) ※事業活用の決議が確認できるもの

認定就農者

☐ 認定就農計画 (写)
☐ 助成対象要件確認表 (別紙様式 2 - 3) 及び関連書類

機械共同利用組合

☐ 組織の概要(別紙様式 2 - 2)
☐ 組織の規約(写)
☐ 機械等利用管理規程(写)
☐ 直近の総会等資料(写) ※事業活用の決議が確認できるもの

メニュー別

土地利用型作物 (大豆、麦、そば)

☐ 作業受委託契約書等(写)

その他

☐ その他、事業計画の承認に必要な資料

組 織 の 概 要

令和 年 月 日

組織の所在：
組織の名称：
代 表 者：住所
氏名

1 構成員の概要

単位：a

氏 名	住 所	品 目	作付面積等		備 考
			事業実施前	事業実施後	
計					

(注) 認定農業者である場合は、備考欄にその旨記載すること。

2 所有機械・施設について

機械・施設名	型式、性能、規模等及びその台数		備 考
	現 状	事業実施後	

稼ぐ園芸経営体応援事業 新規就農 事業要件 確認書

区分

☐	経営開始資金(旧:農業次世代人材投資資金(経営開始型))の交付対象者		
☐	経営開始資金(旧:農業次世代人材投資資金(経営開始型))における経営開始計画(写)、市町村長の交付決定(写)		
☐	就農準備資金(旧:農業次世代人材投資資金(準備型))の交付対象者		
☐	就農準備資金(旧:農業次世代人材投資資金(準備型))の研修計画(写)		
☐	上記以外の認定就農者		
			確認書類
☐	農地の所有権又は利用権を事業実施主体が有していること。	→	
☐	主要な農業機械・施設を事業実施主体が所有、又は借りている、あるいは、本事業により取得予定であること。	→	
☐	生産物や生産資材等を事業実施主体の名義で出荷・取引すること。	→	
☐	給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を事業実施主体の名義の通帳及び帳簿で管理すること。	→	
☐	事業実施主体が農業経営に関する主宰権を有していること。	→	

1 事業実施主体

氏名（名称）	
住所	

2 事業実施状況

	品 目	作付面積 a	単 収 t・本/10a	販売量 t、本	単価 円/kg・本	販売額 千円
事業実施前 (年度)						
	計	0				0
事業実施後 (年度)						
	計	0				0
1 年目 (年度)						
	計	0				0
達成率						
コメント						
2 年目 (年度)						
	計	0				0
達成率						
コメント						
3 年目 (年度)						
	計	0				0
達成率						
コメント						

※別紙様式 2 - 1 稼ぐ園芸経営体応援事業実施計画書

4 生産・販売計画から転記する。

※区分は記載不要とする。

※コメント欄には、実績評価、計画達成に向けた課題、今後の推進方法等を記載する。

別記 2

(2) 稼ぐ園芸経営体応援事業の実施に当たっての留意事項

第 1 事業実施主体

本事業の実施主体は次に掲げる者とする。メニュー別の詳細については、別表 2 に定めるとおりとする。

1 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けている、又は、認定申請しており認定されることが確実な法人及び個人であること。

2 機械共同利用組合

- (1) 果樹に係る機械の共同利用のみを目的とする組合であり、作業受託を行っていないこと。
- (2) 代表者、規約及び機械の管理運営規定が定められていること。
- (3) 総会等を開催していること。
- (4) 3 戸以上の農家で構成されており、認定農業者を含むこと。

3 認定就農者

農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画を市町村から認定を受けている、又は、認定申請しており認定されることが確実であり、かつ、次に掲げるいずれかの要件を満たすこと。

- (1) 経営開始資金（旧農業次世代人材投資資金（経営開始型））の交付を受けていること。
- (2) 就農準備資金（旧農業次世代人材投資資金（準備型））の交付を受けており、かつ、研修終了時に独立・自営就農予定であること。
- (3) 次のアからオのすべてを満たす独立・自営就農であること。（農地を利用しない経営の場合はアは不要）
 - ア 農地の所有権又は利用権を事業実施主体が有していること。
 - イ 主要な農業機械・施設を事業実施主体が所有、又は借りている、あるいは、本事業により取得予定であること。
 - ウ 生産物や生産資材等を事業実施主体の名義で出荷・取引すること。
 - エ 農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を事業実施主体の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - オ 事業実施主体が農業経営に関する主宰権を有していること。

第 2 補助対象機械・施設等

補助対象とする機械・施設等については、原則として次のとおりとし、メニュー別の詳細については、別表 2 に定めるとおりとする。

1 補助対象機械・施設等の規模及び構造、事業の規模等は、事業実施計画の目標

などそれぞれの目的に合致したものであって、過剰投資とならないよう、作型及び投資効率等を検討し、必要不可欠、かつ、必要最小限度のものとする。

- 2 補助対象機械は、規模決定根拠に基づき導入すること。
- 3 補助対象機械・施設等については、その規模や内容が国庫補助事業等の事業要件を満たす場合は、国庫補助事業等を優先し、原則として本事業の補助対象としない。
- 4 既存機械・施設等を廃棄し、その代替として同種、同規模及び同効用の機械・施設等の導入（いわゆる更新）は補助対象としない。また、リースで使用している機械・施設等のリース期間満了等による導入についても補助対象としない。
- 5 汎用性の高いトラクター、トラック、フロントローダー等の車両は補助対象としない。ただし、戦略作物の生産等に必要不可欠なトラクターのアタッチメント、新規就農のトラクターは、補助対象とすることができるものとする。
- 6 水稻用と共用できるものは補助対象としない。ただし、作型等から戦略作物専用に使用すると認められるものについては、補助対象とすることができるものとする。
- 7 機械・施設等と見なすことのできないビニール単体やビニペット等の生産資材、はさみ、コンテナなどの小農具（消耗品）は補助対象としない。なお、気象変動対策メニューに限り、散乱光フィルムや遮光資材等単品の支援も可能とする。
- 8 整備するパイプハウスについては、雪害防止の観点から、パイプの直管の径が32mm程度（耐雪仕様）とするものとする。
- 9 電気設備が必要な場合は、ハウス等に必要な限度の敷地内に設置する受電設備以降を補助対象とする。
- 10 休憩施設、簡易トイレについては、相当程度の規模拡大を図るために真に必要な場合に限る。
- 11 原則として、補助金額が100千円未満のものは補助対象としないが、事業効果が見込まれるものについては、別途協議を行う（アシストスーツ、気象変動対策に資する取組等）。

第3 事業の成果目標

事業の成果目標は原則として次のとおりとし、メニュー別の詳細については、別表2に定めるとおりとする。

1 成果目標の基準

事業実施後の販売額が現況販売額の10%以上増加又は生産コストが10%低減すること。（ただし、新規就農者は事業実施後の販売額が青年等就農計画（事業実施翌年度）の目標を達成すること。）

2 販売額等の考え方

(1) 単価については、原則として事業実施前、事業実施後とも前年度の単価を使用するものとする。

ただし、品質向上で事業実施後の単価が高くなるものについては、品質向上に見合う単価を使用するものとする。

また、前年度が異常気象等で平年と極端な差がある場合は、直近の平年作の単価を使用するものとし、新規品目に取り組む場合等で単価が不明の場合は、農業協同組合等の単価や同一市町村の他生産者の単価等を使用するものとする。

(2) 単収については、原則として事業実施前、事業実施後とも前年度の単収を使用するものとする。

ただし、生産性向上で事業実施後の単収が高くなるものについては、生産性向上に見合う単収を使用するものとする。

また、前年度が異常気象等で平年と極端な差がある場合は、直近の平年作の単収を使用するものとし、新規品目に取り組む場合等で単収が不明の場合は、農協生産部会等の単収や同一市町村の他生産者の単収等を使用するものとする。

なお、永年性作物（アスパラガス、リンドウ、果樹等）については育成期間が経過した時期の単収を使用するものとする。

(3) 事業実施前及び事業実施後の販売額は、単価と単収から算出するものとする。

なお、事業実施前の販売額は、前年度に同一品目でメガ団地事業や夢プラン事業、夢ある園芸産地創造事業を実施し、面積拡大計画を作成した場合等は、生産・販売実績がなくても拡大面積等に見合った単価と単収から算出するものとする。

第4 留意事項

1 本事業の事業費は、事業実施地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

2 事業の実施に当たっては、入札や見積合わせ等により適正に事業を施行するものとする。

3 事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施行を認めることとし、次により取り扱うものとする。

(1) 直営施行の考え方

直営施行によるケースは、ビニールハウスの組立等が想定されるが、事業実

施主体の労働力で賄うことが可能な場合が大部分と思われることから、事業実施主体の経済的負担軽減、予算の効率的執行の観点から自助努力で行うべきものとし、原則として組立工賃は補助対象としないものとする。

ただし、新規就農者又は大規模なビニールハウスの導入等で、組立作業員を臨時雇用しなければ事業実施が困難であり、かつ、外注よりも安価であると地域振興局長が認める場合に限り、組立工賃を補助対象にできるものとする。

(2) 補助対象経費

補助対象経費は、資材費及び臨時雇用する作業員の賃金とし、事業実施主体（構成員を含む）の賃金及び諸経費（一般管理費等）は補助対象外とする。

(3) 作業員賃金を補助対象とする場合の手続

ア 事業実施計画作成時

事業実施主体は、事業実施計画書に次の書類を添付するものとする。

(ア) 設計書

(イ) 工程表

(ウ) 作業員の賃金の根拠資料（市町村等の労務単価表等）

(エ) 外注の場合の参考見積書

イ 事業実施時

事業実施主体は、事業実施期間中、作業日誌を整備し、作業員の従事記録（作業時間、休憩時間等）を明らかにするものとする。

ウ 事業完了後

事業実施主体は、雇用した作業員の賃金を支払い、領収証、口座振込依頼書等賃金を支払ったことを客観的に確認できる書類を整備するものとする。

4 本事業で導入した施設等については、自然災害等で被害を受けた場合に営農を継続できるよう、耐用年数期間中、農業共済または民間保険等に参加するものとする。

5 既存施設の有効利用及び事業費の節減の観点からみて、事業実施地域又は事業内容の実情に即し適切と認められる場合は、増改築、移築、併設又は合体の事業、中古機械の利用による事業を補助の対象とすることができるものとする。

この場合、補助対象とできる既存施設は、安全性及び利用管理を行う上に不都合が無く、原則として耐用年数の残存年数が導入予定機械・施設等の耐用年数以上であるものとする。

また、中古機械は、耐用年数が経過していないものであって、県が認定した農業機械整備施設で整備され、有資格者が新品と同等程度の能力を有すると認めたものに限るものとする。

第5 事業の採択

事業の採択に当たっては、別記様式2により算定されるポイントの高いものか

ら優先して採択するものとし、基準以下のものについては採択しない。なお、基準以下となっている理由が気象災害等事業主体の責めに帰すべき事由により生じたものでないと判断できる場合は、この限りではない。

第6 その他

1 災害等にあった場合の財産処分の取扱いについて

本事業で助成を受けた機械や施設等が、気象災害や盗難、その他重大な事故等により亡失した場合は、遅滞なくその旨を市町村長を経由し、地域振興局長に報告し、財産処分承認協議をしなければならない。

これらの事態が事業実施主体の責めに帰すべき事由により生じたものでないと判断できる場合、地域振興局長は、補助金の返還を免除することができるものとする。

ただし、事業実施主体の故意または重大な過失により生じたものと判断される場合は、交付した補助金を返還させるものとする。

2 事業実施主体の事故・疾病等により事業の継続が困難になった場合の財産処分の取扱いについて

本事業で助成を受けた事業実施主体が、事故・疾病等により事業の継続が困難になった場合、遅滞なくその旨を市町村長を経由し、地域振興局長に報告しなければならない。この場合、地域振興局長は、事業実施主体に対し医師の診断書等の提出を求めるものとする。

なお、本事業で助成を受けた機械や施設等は、他の農業者等により、引き続き目的に沿った適切な管理が行われるよう努めるものとする。

やむを得ず目的外処分する場合は、交付した補助金を返還させるものとする。

第7 様式

様式は、次に掲げるとおりとする。

1 稼ぐ園芸経営体応援事業 事業採択ポイント表（別記様式2）

稼ぐ園芸経営体応援事業 事業採択ポイント表

- (1) 新規就農、スマート農機、みどり法認定、排水対策、元気な農山村創造プラン、周年農業、GAP等は取組枠とし、それぞれの取組に対し、各ポイントを付与する。
- (2) 合計点が2点以上かつ区分Bが1点以上となっていることを採択基準とする。
- (3) なお、合計点の高い順に採択していく。

区分A	取組事項	チェック	加点
取組枠	以下の項目に該当する場合	☒	
	・新規就農者である。	☐	3
	・スマート農機を導入する。	☐	3
	・みどり法認定。(※)	☐	3
	・排水対策に資する機械を導入する。	☐	2
	・元気な農山村創造プランの策定地域である。	☐	2
	・周年農業に取り組む。	☐	2
	・GAPに取り組んでいる。	☐	1
	・収入保険へ加入している。	☐	1
	・基盤整備計画地区であり、工事完了後3年以内である。	☐	1

(※) みどり法認定の加算

事業実施主体又は事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の認定を受けている場合又は、事業実施年度中に認定を受ける見込みがある場合。

※ただし、本事業の内容と整合性のとれた計画であること。

区分A
0 点

区分B	現況	チェック	加点	目標	チェック	加点
販売額	販売額（10aあたり）	☒		現況に対する販売額増加率	☒	
	・地域平均販売額90%未満	☒	0	・増加10%未満	☒	0
	・〃 90%以上	☐	1	・増加10%以上	☐	1
	・〃 110%以上	☐	2	・増加15%以上	☐	2
	・〃 120%以上	☐	3	・増加20%以上	☐	3
	・〃 130%以上	☐	4	・増加25%以上	☐	4
	・新規就農者の取組（初年目）	☐	4	・新規作付（皆増）	☐	4
目標達成率※	目標達成状況				チェック	加点
	※過年度類似事業を活用している場合				☒	
	・過年度事業活用なし				☒	0
	・販売実績が計画目標の90%以上				☐	0
	・販売実績が計画目標の80%以上90%未満				☐	-1
	・販売実績が計画目標の80%未満				☐	-2

※気象災害等による収量減など特殊事情があった場合は考慮する。

区分B
0 点

合計点
0 点

採択・不採択
不採択

別表2 1 収益向上

対象品目	助 成 内 容	事業採択基準等
野菜 (えだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか) 地域振興品目 (市町村の推進品目)	野菜の生産性を向上させるため、生産、収穫・調製、出荷等の機械・施設等の整備に必要な経費に助成する。 1 作柄安定施設等 ハウス、かん水設備、養液栽培設備、暖房機、防風ネット、等 2 生産性向上 播種機、定植機、管理機、防除機、収穫機、選別機、等 3 品質向上 予冷庫等の品質保持に必要な施設 4 ほ場改良 サブソイラ、溝掘機、土壌土層改良機械(トレンチャー、補助暗渠用 粒殻充填機等)、マニユアスプレッダー等、ほ場改良に必要な機械 5 アスパラガスの新改植 暗渠・明渠の整備 堆肥、土壌改良資材及び施用に係る経費 種苗及び定植時に必要な資材(支柱、ハウスベルト、ゴムバンド、 マルチ、フラワーネット、防草シート等)、かん水設備 6 生産条件整備等 暗渠・作業道の整備等 7 その他生産拡大に必要な機械 8 作業環境改善に必要な施設等 休憩施設、簡易トイレ 9 スマート農業の実践に必要な機械 秋田県スマート農業導入指針に記載されている技術で生産に必要な 機械等	1 事業実施主体 認定農業者 2 成果目標 事業実施後(事業実施当年度)の販売額が現況販売額の10%以上増加又は生産 コストが10%低減すること。 ただし、アスパラガスの新・改植については、育成期間経過後の単収で、販売 額が現況販売額の10%以上増加すること。 3 面積要件について 原則として、以下の事業対象作物は事業実施後の作付面積が、おおむね次に掲 げる規模以上であること。ただし、新規作付者に限り下記の1/2とする。 (1) えだまめ 50 a (2) ねぎ 30 a (3) アスパラガス 露地栽培 20a ハウス栽培 200㎡ 4 アスパラガスの新改植について 改植は、事業実施面積が10a以上のものを対象とし、原則として従前地と同規 模以上の別ほ場へ新たな苗を植え付ける場合に限る。 また、堆肥、土壌改良資材及び定植時に必要な資材は、種苗と一体的に導入す る場合のみ事業対象とする。 5 暗渠・作業道の整備等 原則、事業実施主体の所有地に限るが、地域振興局長が特に必要と認める場合 はこの限りではない。 6 出荷調製機械・保管用施設等を導入する場合は、地域の共同利用施設の整備状 況を勘案し、真に必要な場合に限る。

花き (キク類、トルコギキョウ、ユリ類、リンドウ、ダリア、その他花き) 地域振興品目 (市町村の推進品目)	花きの生産性を向上させるため、生産、収穫、収穫・調整、出荷等の機械・施設等の整備に必要な経費に助成する。	1 事業実施主体 認定農業者
1 作柄安定施設等 ハウス、暖房機、かん水設備、電照設備、電気設備、保温・遮光設備、天窓、換気扇、養液栽培設備、熱水等土壌消毒機等		2 成果目標 事業実施後（事業実施当年度）の販売額が現況販売額の10%以上増加又は生産コストが10%低減すること。
2 生産性向上 播種機、管理機、防除機、結束機、下葉掻き機、選花機（フラワーバインダー等）、エアコン（調製・保管用場所の設置に限る）、乾燥機等		ただし、リンドウにおいて、株の老齢化に伴い生産性が低下した場合は廃棄して改めて別ほ場に新植する（以下「改植」という。）場合は、事業実施面積は原則として従前地と同規模以上とし、改植後、株養成期間が経過した時期の当該面積の単収が、改植前年の5割以上増加すること。
3 品質向上 予冷庫等の品質保持に必要な施設		3 既存ハウスで新たに周年栽培に取り組む等、生産拡大に直結すると認められる場合には、生産に必要な機械導入等を実施できるものとする。
4 ほ場改良 サブソイラ、溝掘機、土壌土層改良機械（トレンチャ、補助暗渠用 粒殻充填機等）、マニユアスプレッダー等、ほ場改良に必要な機械		4 暗渠・作業道の整備等 原則、事業実施主体の所有地に限るが、地域振興局長が特に必要と認める場合はこの限りではない。
5 種苗・支柱等栽培資材 種苗、フラワーネット（補強用紐、ゴムバンド等含む）、マルチ、除草シート、堆肥等の土壌改良資材等		5 出荷調製機械・保管用施設等を導入する場合は、地域の共同利用施設の整備状況を勘案し、真に必要な場合に限る。
6 生産条件整備 暗渠・作業道の整備等		6 種苗・支柱等栽培資材について (1) 3年以上使用可能な品目ではキク類、リンドウ、ダリア等、1～2年生品目ではトルコギキョウ、シンテツポウユリを補助対象とする。 (2) 新規導入又は生産拡大によって拡大した面積相当分を補助対象とするが、リンドウについては改植分を含めて対象とする。 (3) 原則として施設や当該種苗に必要な支柱等栽培資材と一体的に導入し、かつ導入面積に見合った数量であること。 (4) 新規導入又は生産拡大時の導入に限るものとし、種苗（品種）の単純更新は補助対象としない。
7 その他生産拡大に必要な機械		
8 作業環境改善に必要な施設等 休憩施設、簡易トイレ		
9 スマート農業の実践に必要な機械 秋田県スマート農業導入指針に記載されている技術で生産に必要な機械等		7 種苗または定植に必要な資材を導入する場合は、概ね次に掲げる規模以上とする。 露地栽培・・・10a以上（リンドウの改植は2a以上） 施設栽培・・・100㎡以上

果樹 (りんご、なし、 ぶどう、もも、 おうとう) 地域振興品目 (市町村の推進 品目)	果樹の生産に要する機械・施設等の整備に必要な経費に助成する。 1 作柄安定施設等 雨除けハウス、かん水設備、電気設備、養液栽培設備、防風ネット等 2 生産性向上 防除機、管理機（乗用を含む）、除雪機等 3 ほ場改良 土壌土層改良機械(トレンチャー、補助暗渠用粗殻充填機等)、マニキュアスプレッター等、ほ場改良に必要な機械 4 新植、優良品種への改植・高接更新 苗木、土壌改良資材、果樹棚（別事業で苗木を導入する場合も含む）等 5 生産条件整備 暗渠・作業道の整備等 6 作業環境改善に必要な施設等 休憩施設、簡易トイレ 7 スマート農業の実践に必要な機械 秋田県スマート農業導入指針に記載されている技術で生産に必要な機械等	1 事業実施主体 認定農業者、機械共同利用組合 2 成果目標 (1) 事業実施後（事業実施当年度）の販売額が現況販売額の10%以上増加又は生産コストが10%低減すること。 (2) 面積の考え方 雨除けハウス、防風ネット等の実施面積を拡大面積と見なす。 3 除雪機の導入は果樹の経営規模が概ね1ha以上で、かつ、一定規模以上の能力（除雪幅が概ね900mm以上、除雪能力が概ね80t/h以上）の機種に限るものとする。 4 新植、優良品種への改植・高接更新及び生産条件整備は国の果樹経営支援対策事業の対象にならない場合に補助対象とできるものとする。 5 防風ネット及び果樹棚の設置は新・改植との一体導入を基本とするが、生産安定や品質向上に寄与すると判断される場合には、単独導入できるものとする。 6 既存ハウスで新たに温暖化に対応した新技術に取り組み等、生産拡大に直結すると認められる場合には、生産に必要な機械導入等を実施できるものとする。 7 暗渠・作業道の整備等 原則、事業実施主体の所有地に限るが、地域振興局長が特に必要と認める場合はこの限りではない。 8 出荷調製機械・保管用施設等を導入する場合は、地域の共同利用施設の整備状況を勘案し、真に必要な場合に限る。
---	---	---

大豆、麦	大豆、麦を大規模に集約して生産に取り組みするための機械等の整備に必要な経費に助成する。 1 生産性向上 トラクターアタッチメント（播種、中耕培土等）、播種機、管理機、防除機、普通型コンバイン、専用乾燥機、土壌改良のための機械等 2 スマート農業の実践に必要な機械 秋田県スマート農業導入指針に記載されている技術で生産に必要な機械等 ※原則、水稻と共用できるものは補助対象としないが、作型等から 戦略作物専用で、作柄安定に向けた土壌改良のための機械は対象とする。	1 事業実施主体 認定農業者 なお、認定農業者（個人）については、認定農業者（個人）として、事業実施年度の前3年以上、継続して事業対象作物の栽培に取り組んでいる場合に限る。 2 成果目標 (1) 事業実施後（事業実施当年度）の販売額が現況販売額の10%以上増加又は生産コストが10%低減すること。 (2) 販売額の考え方 販売額は、当該年産の①販売代金（概算金等）、②作業受託料金、③経営所得安定対策の直接支払交付金の合計とする。 3 事業対象は次の要件を満たしているものとする (1) 現状の経営面積（受託（実面積）を含む）が10ha以上であること。 (2) 概ね県平均単収以上（事業実施前年度平年単収）の経営体であること (3) 300A技術を導入済みか、導入する計画があること（大豆のみ） （小畦立て播種、ディスク式中耕培土、等） (4) 経営面積に見合った従事者が確保されていること。 4 自脱型コンバイン、無人ヘリコプターは補助対象としない。
そば	そばを大規模に集約して生産に取り組みするための機械等の整備に必要な経費に助成する。 1 生産性向上 トラクターアタッチメント（播種等）、播種機、管理機、防除機、普通型コンバイン、専用乾燥機、土壌改良のための機械等 2 スマート農業の実践に必要な機械 秋田県スマート農業導入指針に記載されている技術で生産に必要な機械等	1 事業実施主体 認定農業者 なお、認定農業者（個人）については、認定農業者（個人）として、事業実施年度の前3年以上、継続して事業対象作物の栽培に取り組んでいる場合に限る。 2 成果目標 (1) 事業実施後（事業実施当年度）の販売額が現況販売額の10%以上増加又は生産コストが10%低減すること。

	※原則、水稻と共用できるものは補助対象としないが、作型等から 戦略作物専用で、作柄安定に向けた土壌改良のための機械は対象とする。	(2) 販売額の考え方 販売額は、当該年度の①販売代金（概算金等）、②作業受託料金、③経営所得安定対策の直接支払交付金の合計とする。 3 事業対象は次の要件を満たしているものとする (1) 現状の経営面積（受託（実面積）を含む）が5ha以上であること。 (2) 経営面積に見合った従事者が確保されていること。 4 自脱型コンバイン、無人ヘリコプターは補助対象としない。
葉たばこ	葉たばこの生産に必要な機械・施設等の整備に必要な経費に助成する。 1 作柄安定施設 パイプハウス 2 生産性向上 管理機（成畦被覆機等）、防除機、畦間作業車、収穫機（幹刈機）、乾燥用機械、電動梱包機、葉編み機等 3 スマート農業の実践に必要な機械 秋田県スマート農業導入指針に記載されている技術で生産に必要な機械等	1 事業実施主体 認定農業者 2 成果目標 事業実施後（事業実施当年度）の販売額が現況販売額の10%以上増加又は生産コストが10%低減すること。

別表 2 新規就農

品 目	助 成 内 容	事業採択基準等
新規就農の営農 定着に必要な園 芸品目	青年等就農計画の達成に要する機械・施設等の整備に必要な経費に助成する。 1 機械 トラクター、アタッチメント、播種機、管理機、防除機、暖房機、土壌土層改良機械、マニキュアスプレッダー、熱水等土壌消毒機、除雪機（専用機）、出荷調製保管用機械、等 2 施設（新設、改修） ハウス、かん水設備、養液栽培設備、休憩施設、簡易トイレ、簡易調製施設等 3 野菜、果樹、花きの種苗及び資材 新植、改植（アスパラガス、リンドウ）に伴う苗木・種苗、土壌改良資材、支柱、等 4 生産条件の整備 暗渠、作業道の整備、ハウス等設置に付帯する軽微な電気水道工事、等 5 その他、青年等就農計画の実現に必要な機械・施設 6 トレーニングファームの整備 新規就農者の育成のためのトレーニングファームに必要な機械や施設等の導入支援	1 事業実施主体 認定就農者、経営開始直後の認定農業者（市町村認定）かつ、県の「来たれミドルエイジ！農業人材確保強化事業」の資金給付を受けている者（50歳以上60歳未満）（以下、ミドル層支援対象者と言う。） 2 成果目標 事業実施後に青年等就農計画（各年度）の目標を達成すること。青年等就農計画の変更が必要な場合は、変更後の規模に合わせた機械等を導入すること。 ミドル層支援対象者における補助率、成果目標は、認定就農者と同様とし、青年等就農計画を経営改善計画と読み替える。 3 原則として土壌改良資材及び定植時に必要な資材は、苗木・種苗と一体的に導入する場合のみ事業対象とする。 4 暗渠・作業道の整備等 原則、事業実施主体の所有地に限るが、地域振興局長が特に必要と認める場合はこの限りではない。 5 調製施設等 事業実施主体が非農家出身者で生産基盤が全く無い等、就農にあたり大きな支障となっている場合で、かつ振興局において真に必要と判断できる場合のみ事業対象とする。 6 トレーニングファームの整備 ・事業実施主体：農業協同組合、民間企業等 ・上限事業費：単年度当たりの補助対象事業費の上限を原則3千万円（税抜き）とする。 ・取組計画の認定：目標設定及び目標達成に必要な機械や施設の導入計画を作成し、本庁（園芸振興課、農林政策課）と協議し、計画の承認を得ること。計画様式は園芸メガ団地整備事業実施計画に準じること。

別表 2 3 気象変動対策

品 目	助 成 内 容	事業採択基準等
気象変動対策により単収や品質向上となる品目	気象変動に対応した技術導入により、単収や品質向上となる取組に必要経費に助成する。 1 資材等 空動扇、細霧冷房システム、散乱光フィルム、遮光資材、遮熱資材等	1 事業実施主体 認定農業者、認定就農者等 2 成果目標 事業実施後（事業実施当年度）の単位当たり販売額が現況より10%以上増加すること。 3 県の実証結果で効果が認められた技術であること。 4 気象変動に効果のあるビニールや寒冷紗等単品の導入も可能とする。（補助金の下限金額100千円は適用外とする） ただし、ビニール、寒冷紗の施工費は補助対象外とする。

別紙 3

秋田産食料供給力向上支援事業

第1 事業背景

食料・農業・農村基本法の改正を契機に更なる食料自給率の向上や食料安全保障が求められる中、国内需要の逼迫に対し本県による供給拡大が可能な品目の急速な生産拡大を図るため、農家収益の増大に加え「食料供給基地」としての本県の地位向上を目指す取組を支援するものである。

こうしたことから、輸入品からの切替や国内産地の縮小により需要が高まっている品目（夏秋いちご、半促成アスパラガス、さつまいも）に特化し、「オール秋田」体制で生産拡大を目指す取組に、短期・集中的（3カ年）に支援する。

第2 事業目標

県内で、事業実施後の販売額が、品目ごとに現況から2倍以上となることを事業目標としている。（事業実施主体の目標販売額は、別記3の第4のとおり）

第3 単収向上等の取組

本事業は、「オール秋田」体制で生産拡大を目指すことから、各品目ごとの協議会等においては、栽培技術等の研修会や6次産業化への取組、ブランド化に向けたプロモーション活動を予定しているため、積極的に参加するものとする。

第4 事業の種類

本事業の取組内容、事業実施主体、事業実施手続き等については、別記3及び別表3に定めるとおりとする。

第5 事業の実施基準

- 1 本事業で整備する機械・施設等については、その規模や内容が別表3の1に示す国庫補助事業等の事業要件を満たす場合は、国庫補助事業等を優先する。活用する場合の実施手続き、事業内容、取組主体、事業採択要件、成果目標、事業実施状況報告、事業の評価、様式等は、次に定めるところによるものとする。

(1) 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和7年1月24日付け6農第3581号農林水産事務次官依命通知）

(2) 産地生産基盤パワーアップ事業県事業実施方針（令和7年3月13日付け4特農協第218号基金管理団体承認）

(3) 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱制定による廃止前の産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

- 2 本事業の事業費は、事業実施地域の立地条件や事業内容に即した整備内容に対し、適正な実勢価格により算定するものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、入札や見積り合わせ等により適正に事業を施行するものとする。
- 4 既存機械・施設等を廃棄し、その代替として同種、同規模及び同効用の機械・施設等の導入（いわゆる更新）は補助対象としない。また、リースで使用している機械・施設等のリース期間満了等による導入についても補助対象としない。

第6 事業実施計画の作成

- 1 本事業を実施しようとする事業実施主体は、秋田産食料供給力向上支援事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を作成するものとする。
- 2 作成に当たっては、市町村から認定を受けている農業経営改善計画（認定農業者）や青年等就農計画（認定就農者）と整合性を図るものとする。

第7 助成

1 助成の実施

県は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、次により助成を行うものとする。

(1) 補助対象

本事業における補助の対象は、別表3のとおりとする。

(2) 補助率等

ア 補助率

税（消費税及び地方消費税をいう。）抜事業費の2分の1以内とし、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。

イ 補助金の下限金額

補助金額が100千円未満のものは補助対象としない。ただし、入札、見積合わせ等の結果、100千円未満となったものについては補助対象とする。

ウ 補助対象事業費の上限金額等

(ア) 補助対象事業費の上限金額

単年度当たりの補助対象事業費の上限金額を原則、40,000千円（税抜）とする。ただし、単年度で一体的に整備しなければ効果が発揮されないなど、合理的な理由があると認められる場合はこの限りではない。

なお、大規模事業、国庫補助事業の要件に合致するものについては、積極的に国庫事業を活用するものとする。

(イ) かん水設備の上限事業費

かん水設備の事業費のうち、掘削費用（試掘を含む）及び揚水管打込費用の上限額を1,013千円（税抜）とする。ただし、物価高騰の影響がある場合や必要揚水量が大きい場合は別途協議すること。

なお、水が出なかった場合の試掘費用等は、補助対象としない。

エ 市町村及び農業協同組合による協調助成のガイドライン

市町村及び農業協同組合は、事業実施主体の負担の一層の軽減を図るため、県と協調して助成を行うよう努めるものとし、そのガイドラインは各1/10とする。

2 補助金の取扱い

(1) 補助金交付事務等の取扱いに関しては、秋田県財務規則及び秋田県農林水産部園芸振興課関係補助金等交付要綱に定めるとおりとする。

(2) 事業実施後に事業採択基準等を満たさないことが明らかになった場合は、補助金の返還を求めることができるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

第8 報告

1 事業実施主体は、本事業の実施年度を含めて3年間、当該年度における事業実施状況を、当該年度の翌年度の4月末日までに関係市町村長に報告するものとする。

第9 様式

本事業の様式は、次に掲げるとおりとする。

- 1 秋田産食料供給力向上支援事業実施計画書（別紙様式3－1）
- 2 組織の概要（別紙様式3－2）
- 3 秋田産食料供給力向上支援事業就農定着事業要件確認書（別紙様式3－3）
- 4 秋田産食料供給力向上支援事業実施状況報告書（事業実施主体）
（別紙様式3－4）

秋田産食料供給力向上支援事業実施計画書

1 対象品目

事業実施年度	令和 年度	品目	
--------	------------	----	--

2 事業実施主体

園芸振興計画 対象者No.		氏名（名称）	
住 所		代表者名	
生（設立）年月日		電話番号	
経営体区分		認定期間	～

3 事業の目的

--

4 生産・販売計画

単位：a、kg

年 度	品 目	区 分	作付面積	単 収	販 売 量	単価(円)	販売額（千円）
事業実施前 (R 年)							
事業実施後 (R 年)							
増減（事業実施後－事業実施前）							
対比（事業実施後／事業実施前、％）							
備考							

5 事業計画（実績）

単位：a、㎡、棟、台、円

品 目	事 業 内 容	規 格	数 量	事業費（税込）	事業費（税抜）	県補助金
			計			#VALUE!

事業費負担内訳					備考
県	市町村	J A	自己資金	その他	
#VALUE!					
資金利用計画					
資金名	金融機関名	借入金額	償還年数		

6 過年度の事業実施状況

1) 直近の生産・販売計画

年 度	品 目	区 分	作付面積等	単 収	販 売 量	単価(円)	販売額(千円)
実施年度 (年)							

2) 生産・販売計画が直近の生産・販売計画の目標に達していない場合の理由

3) 過年度の類似事業活用状況 (H26～現在)

実施年度	品 目	事 業 内 容	規 格	数 量	事業費(税込)	県補助金額

7 備 考 (予定出荷先)

8 添付書類

必須

- ☐ 見積書(写)
☐ カタログ(写)
☐ 導入機械・施設の規模決定根拠(任意様式)

事業主体別

認定農業者(個人)

- ☐ 農業経営改善計画(写)

認定農業者(法人)

- ☐ 農業経営改善計画(写)

- ☐ 直近の総会等資料(写) ※事業活用の決議が確認できるもの

認定就農者

- ☐ 認定就農計画(写)

- ☐ 就農定着事業要件確認書(別紙様式3-3)及び関連書類

農業協同組合等

- ☐ 組織の概要(別紙様式3-2)

- ☐ 組織の規約(写)

- ☐ 直近の総会等資料(写) ※事業活用の決議が確認できるもの

その他

- ☐ その他、事業計画の承認に必要な資料

組 織 の 概 要

令和 年 月 日

組織の所在：
組織の名称：
代 表 者：住所
 氏名

1 構成員の概要

単位：a

氏 名	住 所	品 目	作付面積等		備 考
			事業実施前	事業実施後	
計					

(注) 認定農業者である場合は、備考欄にその旨記載すること。

2 所有機械・施設について

機械・施設名	型式、性能、規模等及びその台数		備 考
	現 状	事業実施後	

秋田産食料供給力向上支援事業 就農定着 事業要件 確認書

区分

☐	経営開始資金(旧:農業次世代人材投資資金(経営開始型))の交付対象者		
☐	経営開始資金(旧:農業次世代人材投資資金(経営開始型))における経営開始計画(写)、市町村長の交付決定(写)		
☐	就農準備資金(旧:農業次世代人材投資資金(準備型))の交付対象者		
☐	就農準備資金(旧:農業次世代人材投資資金(準備型))の研修計画(写)		
☐	上記以外の認定就農者		
			確認書類
☐	農地の所有権又は利用権を事業実施主体が有していること。	→	
☐	主要な農業機械・施設を事業実施主体が所有、又は借りている、あるいは、本事業により取得予定であること。	→	
☐	生産物や生産資材等を事業実施主体の名義で出荷・取引すること。	→	
☐	給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を事業実施主体の名義の通帳及び帳簿で管理すること。	→	
☐	事業実施主体が農業経営に関する主宰権を有していること。	→	

別紙様式 3 - 4

秋田産食料供給力向上支援事業実施状況報告書（令和○年度分）

1 事業実施主体

氏名（名称）	
住所	

2 事業実施状況

	品 目	作付面積 a	単 収 t /10a	販売量 t	単価 円/kg	販売額 千円
事業実施前 (年度)						
	計	0				0
事業実施後 (年度)						
	計	0				0
1年目 (年度)						
	計	0				0
達成率						
コメント						
2年目 (年度)						
	計	0				0
達成率						
コメント						
3年目 (年度)						
	計	0				0
達成率						
コメント						

※別紙様式 3 - 1 秋田産食料供給力向上支援事業実施計画書

別紙様式 3 - 1 の 4 生産・販売計画から転記する。

※区分は記載不要とする。

※コメント欄には、実績評価、計画達成に向けた課題、今後の推進方法等を記載する。

別記 3

秋田産食料供給力向上支援事業の実施に当たっての留意事項

第1 事業実施主体

本事業の実施主体は次に掲げる者とする。詳細については、別表3に定めるとおりとする。

1 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けている、又は、認定申請しており認定されることが確実な法人及び個人であること。

2 認定就農者

農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画を市町村から認定を受けている、又は、認定申請しており認定されることが確実であり、かつ、次に掲げるいずれかの要件を満たすこと。

(1) 経営開始資金（旧：農業次世代人材投資資金（経営開始型））の交付を受けていること。

(2) 就農準備資金（旧：農業次世代人材投資資金（準備型））の交付を受けており、かつ、研修終了時に独立・自営就農予定であること。

(3) 次のアからオのすべてを満たす独立・自営就農であること。（農地を利用しない経営の場合はアは不要）

ア 農地の所有権又は利用権を事業実施主体が有していること。

イ 主要な農業機械・施設を事業実施主体が所有、又は借りている、あるいは、本事業により取得予定であること。

ウ 生産物や生産資材等を事業実施主体の名義で出荷・取引すること。

エ 農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を事業実施主体の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 事業実施主体が農業経営に関する主宰権を有していること。

3 農業協同組合等

第2 対象品目

本事業の対象品目は、戦略作物のうち、夏秋いちご、半促成アスパラガス、さつまいもとする。

第3 補助対象機械・施設等

補助対象とする機械・施設等については、原則として次のとおりとし、詳細については、別表3に定めるとおりとする。

1 補助対象機械・施設等の規模及び構造、事業の規模等は、事業実施計画の目標などそれぞれの目的に合致したものであって、過剰投資とならないよう、作型及

び投資効率等を検討し、必要不可欠、かつ、必要最小限度のものとする。

- 2 補助対象機械は、規模決定根拠に基づき導入すること。
- 3 補助対象機械・施設等については、その規模や内容が国庫補助事業等の事業要件を満たす場合は、国庫補助事業等を優先し、原則として本事業の補助対象としない。
- 4 既存機械・施設等を廃棄し、その代替として同種、同規模及び同効用の機械・施設等の導入（いわゆる更新）は補助対象としない。また、リースで使用している機械・施設等のリース期間満了等による導入についても補助対象としない。
- 5 汎用性の高いトラクター、トラック、フロントローダー等の車両は補助対象としない。ただし、戦略作物の生産等に必要不可欠なトラクターのアタッチメントは、補助対象とすることができるものとする。
- 6 水稲用と共用できるものは補助対象としない。ただし、作型等から戦略作物専用に使用すると認められるものについては、補助対象とすることができるものとする。
- 7 機械・施設等と見なすことのできないビニール単体やビニペット等の生産資材やはさみやコンテナなどの小農具（消耗品）は補助対象としない。
- 8 整備するパイプハウスについては、雪害防止の観点から、パイプの直管の径が32mm程度（耐雪仕様）とするものとする。
- 9 電気設備が必要な場合は、ハウス等に必要な限度の敷地内に設置する受電設備以降を補助対象とする。
- 10 休憩施設、簡易トイレについては、相当程度の規模拡大を図るために真に必要な場合に限る。
- 11 原則として、補助金額が100千円未満のものは補助対象としないが、事業効果が見込まれるものについては、別途協議を行う（アシストスーツ等）。

第4 事業の成果目標

事業の成果目標は原則として次のとおりとし、別表3に定めるとおりとする。

1 成果目標の基準

事業実施後（目標年度）の販売額が現況販売額の1.2倍以上となること。

目標年度については、夏秋いちご、さつまいもで事業実施翌年度、半促成アス

パラガスで育成期間経過後（事業実施3年後）とする。

2 販売額等の考え方

- (1) 単価については、原則として事業実施前、事業実施後とも前年度の単価を使用するものとする。

ただし、事業実施後の品質向上により単価が高くなるものについては、その単価を使用するものとする。

また、前年度が異常気象等で平年と極端な差がある場合は、直近の平年作の単価を使用するものとし、新規品目に取り組む場合等で単価が不明の場合は、農業協同組合等の単価や同一市町村の他生産者の単価等を使用するものとする。

- (2) 単収については、原則として事業実施前、事業実施後とも前年度の単収を使用するものとする。

ただし、事業実施後の生産向上により単収が高くなるものについては、その単収を使用するものとする。

また、前年度が異常気象等で平年と極端な差がある場合は、直近の平年作の単収を使用するものとし、新規品目に取り組む場合等で単収が不明の場合は、農業協同組合生産部会等の単収や同一市町村の他生産者の単収等を使用するものとする。

なお、永年性作物（半促成アスパラガス）については育成期間が経過した時期（事業実施3年後）の単収を使用するものとする。

- (3) 事業実施前及び事業実施後の販売額は、単価と単収から算出するものとする。

第5 留意事項

- 1 本事業の事業費は、事業実施地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、入札や見積合わせ等により適正に事業を施行するものとする。
- 3 事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施行を認めることとし、次により取り扱うものとする。

(1) 直営施行の考え方

直営施行によるケースは、ビニールハウスの組立等が想定されるが、事業実施主体の労働力で賄うことが可能な場合が大部分と思われることから、事業実施主体の経済的負担軽減、予算の効率的執行の観点から自助努力で行うべきものとし、原則として組立工賃は補助対象としないものとする。

ただし、新規就農者又は大規模なビニールハウスの導入等で、組立作業員を臨時雇用しなければ事業実施が困難であり、かつ、外注よりも安価であると地域振興局長が認める場合に限り、組立工賃を補助対象にできるものとする。

(2) 補助対象経費

補助対象経費は、資材費及び臨時雇用する作業員の賃金とし、事業実施主体（構成員を含む）の賃金及び諸経費（一般管理費等）は補助対象外とする。

(3) 作業員賃金を補助対象とする場合の手続

ア 事業実施計画作成時

事業実施主体は、事業実施計画書に次の書類を添付するものとする。

(ア) 設計書

(イ) 工程表

(ウ) 作業員の賃金の根拠資料（市町村等の労務単価表等）

(エ) 外注の場合の参考見積書

イ 事業実施時

事業実施主体は、事業実施期間中、作業日誌を整備し、作業員の従事記録（作業時間、休憩時間等）を明らかにするものとする。

ウ 事業完了後

事業実施主体は、雇用した作業員の賃金を支払い、領収証、口座振込依頼書等賃金を支払ったことを客観的に確認できる書類を整備するものとする。

4 本事業で導入した施設等については、自然災害等で被害を受けた場合に営農を継続できるよう、耐用年数期間中、農業共済または民間保険等に参加するものとする。

5 既存施設の有効利用及び事業費の節減の観点からみて、事業実施地域又は事業内容の実情に即し適切と認められる場合は、増改築、移築、併設又は合体の事業、中古機械の利用による事業を補助の対象とすることができるものとする。

この場合、補助対象とできる既存施設は、安全性及び利用管理を行う上に不都合が無く、原則として耐用年数の残存年数が導入予定機械・施設等の耐用年数以上であるものとする。

また、中古機械は、耐用年数が経過していないものであって、県が認定した農業機械整備施設で整備され、有資格者が新品と同等程度の能力を有すると認めたものに限るものとする。

第6 事業の採択

事業の採択に当たっては、別記様式3により算定されるポイントの高いものから優先して採択するものとし、基準以下のものについては採択しない。なお、基準以下となっている理由が気象災害等事業主体の責めに帰すべき事由により生じたものでないと判断できる場合は、この限りではない。

第7 その他

1 災害等にあった場合の財産処分取扱いについて

本事業で助成を受けた機械や施設等が、気象災害や盗難、その他重大な事故等

により亡失した場合は、遅滞なくその旨を市町村長を経由し、地域振興局長に報告し、財産処分承認協議をしなければならない。

これらの事態が事業実施主体の責めに帰すべき事由により生じたものでないと判断できる場合、地域振興局長は、補助金の返還を免除することができるものとする。

ただし、事業実施主体の故意または重大な過失により生じたものと判断される場合は、交付した補助金を返還させるものとする。

2 事業実施主体の事故・疾病等により事業の継続が困難になった場合の財産処分の取扱いについて

本事業で助成を受けた事業実施主体が、事故・疾病等により事業の継続が困難になった場合、遅滞なくその旨を市町村長を経由し、地域振興局長に報告しなければならない。この場合、地域振興局長は、事業実施主体に対し医師の診断書等の提出を求めるものとする。

なお、本事業で助成を受けた機械や施設等は、他の農業者等により、引き続き目的に沿った適切な管理が行われるよう努めるものとする。

やむを得ず目的外処分する場合は、交付した補助金を返還させるものとする。

第8 様式

様式は、次に掲げるとおりとする。

1 秋田産食料供給力向上支援事業 事業採択ポイント表（別記様式3）

秋田産食料供給力向上支援事業 事業採択ポイント表

- (1) 新規就農、スマート農機、みどり法認定、排水対策、元気な農山村創造プラン、周年農業、GAP等は取組枠とし、それぞれの取組に対し、各ポイントを付与する。
- (2) 合計点が1点以上となっていることを採択基準とする。
- (3) なお、合計点の高い順に採択していく。

区分A	取組事項	チェック	加点
取組枠	以下の項目に該当する場合	☒	
	・新規就農者である。	☐	3
	・スマート農機を導入する。	☐	3
	・みどり法認定。(※)	☐	3
	・排水対策に資する機械を導入する。	☐	2
	・元気な農山村創造プランの策定地域である。	☐	2
	・周年農業に取り組む。	☐	2
	・GAPに取り組んでいる。	☐	1
	・収入保険へ加入している。	☐	1
	・基盤整備計画地区であり、工事完了後3年以内である。	☐	1

(※) みどり法認定の加算

事業実施主体又は事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の認定を受けている場合又は、事業実施年度中に認定を受ける見込みがある場合。

※ただし、本事業の内容及整合性のとれた計画であること。

区分A
0 点

区分B	現況	チェック	加点	目標	チェック	加点
販売額	販売額(10aあたり)	☒		現況に対する販売額増加率	☒	
	・地域平均販売額90%未満	☒	0	・増加20%以上	☒	1
	・" 90%以上	☐	1	・増加25%以上	☐	2
	・" 110%以上	☐	2	・増加30%以上	☐	3
	・" 120%以上	☐	3	・増加35%以上	☐	4
	・" 130%以上	☐	4	・新規作付(皆増)	☐	4
	・新規就農者の取組(初年目)	☐	4			
目標達成率※	目標達成状況				チェック	加点
	※過年度類似事業を活用している場合				☒	
	・過年度事業活用なし				☒	0
	・販売実績が計画目標の90%以上				☐	0
	・販売実績が計画目標の80%以上90%未満				☐	-1
	・販売実績が計画目標の80%未満				☐	-2

※気象災害等による収量減など特殊事情があった場合は考慮する。

区分B
1 点

合計点
1 点

採択・不採択
採択

別表3 1 国庫補助事業等の事業要件
1 産地生産基盤パワーアップ事業

品 目	助 成 内 容	事業採択基準等
夏秋いちご、 半促成アスパラ ガス、 さつまいも	1 生産支援事業 (1) 農業機械等の導入及びリース導入 (2) 生産資材の導入等	1 取組主体は、次に掲げるものとする。 (1) 農業者（別記2に定めるものをいう。以下同じ。） (2) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について の規約の定めがある団体であって、別記2に定めるものをいう。以下同じ。） 2 採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記2に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記2に定める面積要件等を満たしていること。

※要綱とは産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和7年1月24日付け6農第3581号農林水産事務次官依命通知）をいい、別記2とは別記2 収益性向上対策・生産基盤強化対策をいう。産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱制定による廃止前の産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

別表3 2 国庫補助事業等外の事業要件

対象品目	助 成 内 容	事業採択基準等
夏秋いちご、 半促成アスパラ ガス、 さつまいも	生産性を向上させるため、生産、収穫・調製、出荷等のための機械・ 施設等の整備に必要な経費に助成する。 1 作柄安定施設等 ハウス、かん水設備、養液栽培設備、暖房機、防風ネット、等 2 生産性向上 播種機、定植機、管理機、防除機、収穫機、選別機、等 3 品質向上 予冷やキュアリング等の品質保持に必要な施設 4 ほ場改良 排水対策機械（サブソイラ、溝掘機等）、土壌土層改良機械（トレン チャー、補助暗渠用粗殻充填機等）、マニュアスプレッダー等、ほ場 改良に必要な機械 5 夏秋いちご、半促成アスパラガス、さつまいもの新植 暗渠・明渠の整備 堆肥、土壌改良資材及び施用に係る経費 種苗及び定植時に必要な資材（支柱、ハウスベルト、ゴムバンド、 マルチ、防草シート等）、かん水設備 6 生産条件整備等 暗渠・作業道の整備等 7 その他生産拡大に必要な機械 8 作業環境改善に必要な施設等 休憩施設、簡易トイレ 9 スマート農業の実践に必要な機械 秋田県スマート農業導入指針に記載されている技術で生産に必要な 機械等	1 事業実施主体 認定農業者、認定就農者、農業協同組合等 2 成果目標 事業実施後（目標年度）の販売額が現況販売額の1.2倍以上となること。 目標年度については、夏秋いちご、さつまいもで事業実施翌年度、半促成アス パラガスで育成期間経過後（事業実施3年後）とする。 3 面積要件について 原則として、事業対象作物の導入下限面積は、おおむね次に掲げる規模以上で あること。 (1) 夏秋いちご 100坪 (2) 半促成アスパラガス 100坪 (3) さつまいも 1ha 4 夏秋いちご、半促成アスパラガス、さつまいもの新植について 新植に必要な種苗は、初年度のみ事業対象とする。更なる生産拡大に取り組む 場合は、拡大分の種苗も対象とする。 また、堆肥、土壌改良資材及び定植時に必要な資材は、種苗と一体的に導入す る場合のみ事業対象とする。 5 暗渠・作業道の整備等 原則、事業実施主体の所有地に限るが、地域振興局長が特に必要と認める場合 はこの限りではない。 6 出荷調製機械・保管用施設等を導入する場合は、地域の共同利用施設の整備状 況を勘案し、真に必要な場合に限る。